

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
1	4	5	<p>4 計画の修正 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。</p> <p>(追加)</p> <p>5 細部計画の策定</p>	<p>4 計画の修正 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。</p> <p>5 地区防災計画 災害対策基本法第42条の2の規定に基づき、市内の地区居住者等から本計画に地区防災計画を定めるよう提案を受け、市防災会議が規定する必要があると判断したときは、本計画に地区防災計画を定める。</p> <p>6 細部計画の策定</p>	災害対策基本法の改正により	6以降も同じく付番し直す	防災課
2	8	2	イ 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保	イ 交通規制、緊急交通路の指定及び緊急通行車両等の確認	緊急交通路の指定は、公安委員会の業務であるため修正		県警察 交通規制課
3	10	1	銀行券の発行ならびに通貨および金融の調整	銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節	より正確な表現としたもの（「日本銀行防災業務計画」の表現に合せたもの）。		日本銀行 総務課
4	10	4	通貨および金融の調整	通貨および金融の調節	より正確な表現としたもの（「日本銀行防災業務計画」の表現に合せたもの）。		日本銀行 総務課
5	10	5	資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序に <u>し</u> するための措置	資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の <u>維持に資する</u> ための措置	より正確な表現としたもの（「日本銀行防災業務計画」の表現に合せたもの）。		日本銀行 総務課
6	10	7	資金の貸付	資金の貸付け	より正確な表現としたもの（「日本銀行防災業務計画」の表現に合せたもの）。		日本銀行 総務課
7	12	17	<p>ア 社団法人新潟市医師会 災害時における医療救護</p> <p>(追加)</p> <p>イ 社団法人新潟県銀行協会</p>	<p>ア 社団法人新潟市医師会 災害時における医療救護</p> <p>イ 社団法人新潟市歯科医師会 災害時における医療救護</p> <p>ウ 社団法人新潟県銀行協会</p>	協力団体名の追加		新潟市歯科医師会
8	20			被害想定をH26防災基礎調査に基づき修正	被害想定をH26防災基礎調査に基づき修正	別紙参照	防災課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
9	28	7	(8) 社会教育を通じての啓発 教育委員会は、各種サークル、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会を通じて地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、住民が社会の一員として地域の防災に寄与する意識を高める。 また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財の防護活動の普及を図る。	(8) 社会教育を通じての啓発 市は、各種サークル、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会を通じて地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、住民が社会の一員として地域の防災に寄与する意識を高める。 また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財の防護活動の普及を図る。	社会教育を通じての啓発は教育委員会だけでなく、市全体として実施すべき内容のため	各部署からの修正意見を防災局で一部修正したものの	地域教育推進課
10	31	6	実施担当 <u>危機管理防災局 消防局 各区役所 関係部署</u>	実施担当 <u>全部署</u>	全部署が関係するため		防災課
11	35	下から3	資料編 <u>1.5</u> 新潟市自主防災組織助成要綱に示す	資料編 <u>1.6</u> 新潟市自主防災組織助成要綱に示す			防災課
12	36	9	合同で防災訓練や研修会を行うなど従業員等の防災意識・知識の普及啓発に努める。 (追加)	合同で防災訓練や研修会を行うなど従業員等の防災意識・知識の普及啓発に努める。 <u>11 地区防災計画の作成</u> 災害対策基本法第42条第3項に基づき、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、 <u>防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。</u>	災害対策基本法の改正により		防災課
13	42	5	第2部第1章 第5節 エ 維持管理性の重要性 ．．日常点検の励行に努め、建設当時 <u>(追加)</u> の設計図等の整理保管を行う。	第2部第1章 第5節 エ 維持管理性の重要性 ．．日常点検の励行に努め、建設当時及び改修時の設計図等の整理・保管を行う。	改修時の図面等も重要なため		公共建築第1課
14	42	6	2 一般建築物の安全対策 (1) 耐震診断・耐震改修の促進及び相談窓口等の充実 木造住宅や分譲マンション、特定建築物等の耐震化に対する助成及び指導・助言を行う。 (追加)	2 一般建築物の安全対策 (1) 耐震診断・耐震改修の促進及び相談窓口等の充実 木造住宅や分譲マンション、特定建築物等の耐震化に対する助成及び指導・助言を行う。 <u>ア 「新潟市木造住宅耐震診断士派遣制度」について</u> <u>昭和56年以前に建築された木造住宅（自己用）を対象に、耐震診断士を派遣し、診断を行う。</u>	木造住宅耐震診断は、補助制度から診断士派遣制度へ改正		建築行政課

No.	ページ	行(後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
15	42	6	<p>ア 「新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度」について 昭和56年以前に建築された木造住宅(自己用)を対象に、<u>耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行う。</u> (ア) <u>耐震診断</u> 木造住宅耐震診断士が現地調査及び図面により、当該木造住宅の地震に対する安全性を評価するもの。 (イ) <u>耐震設計</u> 耐震診断の結果に基づき、倒壊する可能性が高いものを安全なものとするための設計を行うもの。 (ウ) <u>耐震改修工事</u> 耐震設計に基づき、地震に対する安全性の向上を目的とした、当該木造住宅の補強、又は改修工事を行うもの。 イ 「新潟市マンション耐震改修補助制度」について 市内にある耐火建築物または準耐火建築物で、地上3階建て以上、延べ面積が1,000㎡以上の分譲マンションで、その分譲マンションの管理組合が行う耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行う。</p>	<p>イ 「新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度」について 昭和56年以前に建築された木造住宅(自己用)を対象に、<u>(削除)耐震設計又は耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行う。</u> (削除) (ア) <u>耐震設計</u> 耐震診断の結果に基づき、倒壊する可能性が高いものを安全なものとするための設計を行うもの。 (イ) <u>耐震改修工事</u> 耐震設計に基づき、地震に対する安全性の向上を目的とした、当該木造住宅の補強、又は改修工事を行うもの。 ウ 「新潟市マンション耐震改修補助制度」について 市内にある耐火建築物または準耐火建築物で、地上3階建て以上、延べ面積が1,000㎡以上の分譲マンションで、その分譲マンションの管理組合が行う耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行う。</p>	<p>木造住宅耐震診断は、補助制度から診断士派遣制度へ改正</p>	<p>※P43のウ、エも繰り上がる</p>	<p>建築行政課</p>
16	43		<p>ウ 「新潟市特定建築物耐震診断(追加)補助制度」について 市内にある昭和56年以前に建築された、<u>地階を除く階数が2以上で、かつ延べ面積が500㎡以上の民間の保育園や幼稚園で、その所有者が行う耐震診断事業に要する費用の一部に対して補助を行う。</u> (ア) <u>耐震診断</u> 耐震診断者が現地調査及び図面により、当該建物が地震に対する安全性を評価するもの。 (追加) エ 「住宅建築相談会」について 住宅の新築、増築、改築、耐震化等について、定例相談会及び出張相談会を開催し市民への相談、助言を行う。</p>	<p>エ 「新潟市特定建築物耐震診断等補助制度」について 市内にある昭和56年以前に建築された(削除)民間の特定建築物のうち、「新潟市特定建築物耐震診断等補助金交付要綱」の事業要件を満たすものに対し、その所有者が行う耐震改修等に要する費用の一部に対して補助を行う。 (ア) <u>耐震診断</u> 耐震診断者が現地調査及び図面により、当該建物の地震に対する安全性を評価するもの。 (イ) <u>耐震設計</u> 耐震診断の結果に基づき、倒壊する可能性が高いものを安全なものとするための設計を行うもの。 (ウ) <u>耐震改修</u> 耐震設計に基づき、地震に対する安全性の向上を目的とした、当該建物の補強、又は改修工事を行うもの。 オ 「住宅建築相談会」について 住宅の新築、増築、改築、耐震化等について、定例相談会及び出張相談会を開催し市民への相談、助言を行う。</p>	<p>特定建築物の補助制度は、耐震設計及び耐震改修工事について補助追加</p>		<p>建築行政課</p>

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
17	44	11	3 既存施設に対する安全性の確保 建築基準法による新耐震基準施行(昭和56年)以前の 既存施設の耐震化を促進するため、「新潟市建築物耐震 改修促進計画」に基づき、施設の耐震対策や老朽建築物 の建て替え等を計画的に促進する。 既存の市営住宅については、「新潟市営住宅ストック総 合活用計画」(平成19年3月)の中で、耐震化の必要な住 棟について分類をおこなっており、「新潟市建築物耐震 改修促進計画」に基づき、計画的に耐震化を進める。	3 既存施設に対する安全性の確保 (削除)「新潟市建築物耐震改修促進計画」に基づき、 施設の耐震対策や老朽建築物の建て替え等を計画的に促進 する。 既存の市営住宅については、「新潟市営住宅ストック総合 活用計画」(平成19年3月)の中で、耐震化の必要な住棟 について分類をおこなっており、(削除)計画的に耐震化 を進める。	「新潟市建築物耐震改修促 進計画」の対象について、 非構造部材について新耐震 基準のものも含む改正がな されたため  「新潟市建築物耐震改修促 進計画」の改定(H27年度 末)により、市営住宅の耐 震化に対する記載がなくな るため		建築行政課
18	46	7	実施担当 都市政策部 建築部 土木部 下水道部 農 林水産部 経済・国際部 水道局 各区役所	実施担当 都市政策部 (削除) 土木部 (削除) 農 林水産部 (削除) 水道局 各区役所	対策部再編及び内容精査		防災課
19	46	9	防災関係機関 (追加)	防災関係機関 県警察	本文中に登場するため		防災課
20	47	26	同解説平成20年7月、平成26年4月一部改訂」等に従う。	同解説平成20年7月、平成27年4月一部改訂」等に従う。	一部改訂による修正		新潟空港事 務所
21	56	下から8	今後は、(追加)海岸や河川の整備状況を勘案しながら 整備を図る。	今後は、主に津波対策用として海岸や河川の整備状況を勘 案しながら整備を図る。	同報無線は津波対策として 設置することを明確にする ため	各部署からの修正意見を 防災局で一部修正したも の	中央区総務 課
22	57	7	県、県警察、海上保安庁、北陸地方整備局、東北電力(株)、 日本赤十字社、(株)新潟放送、(株)新潟総合テレビ、(株) テレビ新潟放送網	県、県警察、海上保安庁、北陸地方整備局、東北電力(株)、 日本赤十字社、(株)新潟放送、(株)新潟総合テレビ、(株)テレビ 新潟放送網、(株)新潟テレビ21、(株)新潟日報社、越後天然 ガス(株)	再度調査し、漏れが確認さ れたため		危機対策課
23	57	13	県防災行政無線は、(追加)多重無線及び通信衛星(地域 衛星通信ネットワーク)を利用して、県庁、県地域機 関、市町村役場、消防本部等の間を相互に結ぶものであ る。	県防災行政無線は、新潟県が無線施設等を整備し、市町村 は運用を行うもので、多重無線及び通信衛星(地域衛星通 信ネットワーク)を利用して、県庁、県地域機関、市町村 役場、消防本部等の間を相互に結ぶものである。	整備についての内容が記載 されていなかったため。		危機対策課
24	57	17	県46局、県内市町村46局、国6局、消防本部19局	県47局、県内市町村34局、国4局、消防本部19局	現在数に修正		危機対策課
25	58	12	カ テレビデータ放送 (追加)	カ テレビデータ放送 キ Lアラート	現在の状況に修正		危機対策課
26	62		防災関係機関 (追加)	防災関係機関 県警察	本文中に登場するため		防災課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
27	62	21	ア 危険物施設の管理責任者、危険物取扱者等を対象に、保安 <u>(追加)</u> に関する講習会、研修会を開催し保安管理 <u>(追加)</u> の向上を図る。 <u>(追加)</u>	ア 危険物施設の管理責任者、危険物取扱者等を対象に、保安や事故防止に関する講習会、研修会を開催し保安管理体制の向上を図る。 <u>また、有事の際は、関係機関へ速やかに通報する体制の確立を指導する。</u>	事故防止に関する記載がなかったため。また、通報の遅れにより、被害が拡大するおそれがあるため。(追記)		危険物保安課
28	65	8	防災関係機関 <u>(追加)</u>	防災関係機関 新潟市歯科医師会 新潟市薬剤師会 県	本文中に登場するため		防災課
29	69	2	(3) 医療機関における医師、 <u>(追加)</u> 看護師等との連携強化 救急搬送者の受入れを円滑に行うために、各医療機関における医師、 <u>(追加)</u> 看護師等と情報共有を図る。	(3) 医療機関における医師、 <u>歯科医師、</u> 看護師等との連携強化 救急搬送者の受入れを円滑に行うために、各医療機関における医師、 <u>歯科医師、</u> 看護師等と情報共有を図る。	協力団体名の追加		新潟市歯科医師会
30	72	7	防災関係機関 <u>(追加)</u>	防災関係機関 県 新潟市医師会	本文中に登場するため		防災課
31	72	15	(2) 市の備蓄 県との役割分担に基づき、 <u>(追加)</u> 想定避難者数の2食分を目標として、計画的な整備に努める。	(2) 市の備蓄 県との役割分担に基づき、 <u>市の施設での備蓄と流通備蓄を</u> 合わせて想定避難者数の2食分を目標として、計画的な整備に努める。	方法を明記		防災課
32	72	18	備蓄物資の中で耐用年数のあるもの	備蓄物資の中で保存期限のあるもの	備蓄物資には食料も含まれており、表現の適正化		防災課
33	72	28	(イ) 通常の備蓄 被災者に対する食糧等は～長期保存可能なものとする。また、生活必需品は「毛布」及び「携帯トイレ」等の備蓄を <u>推進し、するとともに</u> 物資の充実に努める。	(イ) 通常の備蓄 被災者に対する食糧等は～長期保存可能なものとする。また、生活必需品は「毛布」及び「携帯トイレ」等の備蓄を <u>推進するとともに</u> 物資の充実に努める。	文言修正(記載誤り)		こども未来課
34	73	3	「毛布」、「携帯トイレ」、「ストーブ」	物資	現在挙げられている物資以外も今後分散備蓄を推進していくため。		防災課
35	73	15 17	2 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備・ <u>拡充</u> 被災者に対する飲料水を確保するため、各地域の避難所を中心に飲料水兼用耐震性貯水槽の整備・ <u>拡充</u> を図る	2 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備 <u>(削除)</u> 被災者に対する飲料水を確保するため、各地域の避難所を中心に飲料水兼用耐震性貯水槽の整備 <u>(削除)</u> を図る	拡充を行う予定がないため		警防課
36	74	15	(1) 市民の役割 ... カ その他災害時に必要な物資( <u>追加</u> )携帯ラジオなどを事前に用意するよう努める。	(1) 市民の役割 ... カ その他災害時に必要な物資( <u>毛布や携帯ラジオなど</u> )を事前に用意するよう努める。	必要性の高い物資を追記		防災課
37	77	5	実施担当 <u>(追加)</u> 福祉部 防災関係機関 <u>(追加)</u>	実施担当 危機管理防災局 福祉部 防災関係機関 県警察 市社会福祉協議会	実施担当精査、本文中に登場する機関追加		防災課
38	78	5	また、避難支援に必要なリヤカーなどの救助資機材の整備を行う。	また、避難支援に必要な <u>(削除)</u> 資機材の整備を行う。	リヤカーなど個別名称不要		防災課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
39	79	14	4 外国人等に対する対策 (1) 防災知識の普及啓発 外国人向けに英語、中国語等による防災知識啓発のパンフレットなどを作成し、災害が起きた際の対応や避難方法、避難場所について周知を図る。 また、市が主催する防災訓練や消防局が地域で行う初期消火訓練等への参加を呼びかける。	4 外国人等に対する対策 (1) 防災知識の普及啓発 外国人向けに英語、中国語等による防災知識啓発の資料を配布し、災害が起きた際の対応や避難方法、避難場所について周知を図る。 また、市や自主防災組織が実施する防災訓練や啓発活動への参加を呼びかける。	現状に合わせ修正	各部署からの修正意見を防災局で一部修正したものの	国際課
40	81	14	特殊教育諸学校	特別支援学校	2007年～学校教育法の変更に伴い		防災課
41	82	4	防災関係機関 新潟市社会福祉協議会 日本赤十字社新潟県支部 <u>新潟青年会議所</u>	防災関係機関 新潟市社会福祉協議会 日本赤十字社新潟県支部 <u>市内青年会議所</u>	27年8月31日に、新潟市社協と青年会議所4団体で災害時相互支援協定を締結したため		市社協 地域福祉課
42	82	7	1 災害ボランティアの活動分野 災害ボランティアは、次の活動分野ごとに区分するものとし、	1 災害ボランティアの活動分野 災害ボランティアは、次の活動分野ごとに支援するものとし、	ボランティアは避難所を「運営」するのではなく、それを支援する	各部署からの修正意見を防災局で一部修正したものの	市社協 地域福祉課
43	82	10	1 災害ボランティアの活動分野 災害ボランティアは、～(略)～ボランティアの募集、受入れはそれぞれの活動分野ごとに区分することとする。 (1) 雑所運営 (2) 清掃等の衛生活動(泥出し・片付け・美化活動) ( <u>追加</u> )	1 災害ボランティアの活動分野 災害ボランティアは、～(略)～ボランティアの募集、受入れはそれぞれの活動分野ごとに区分することとする。 (1) 雑所運営 (2) 清掃等の衛生活動(泥出し・片付け・美化活動)	文言修正(脱字)		こども未来課
44	83	14	市社会福祉協議会等は、市と協議しながら、計画的に災害にボランティアセンターの運営等に必要な資機材の整備を進める。	市社会福祉協議会等は、市と協議しながら、計画的に災害( <u>削除</u> )ボランティアセンターの運営等に必要な資機材の整備を進める。	表記の誤り		市社協 地域福祉課
45	87	6	実施担当 ( <u>追加</u> ) 防災関係機関 ( <u>追加</u> )	実施担当 <u>消防局</u> 防災関係機関 <u>県警察</u>	本文中に登場するため		防災課
46	91	5	・・・周知に努める。 <u>(追加)</u>	・・・周知に努める。 <u>(土砂災害危険箇所を資料編 表〇-〇-〇に示す。)</u>	新潟県の計画に合わせるため。		危機対策課
47	91	12	(ウ) ・・・急傾斜地崩壊防止措置区域	(ウ) ・・・急傾斜地崩壊 <u>危険</u> 区域	法律の文言に合わせるため。		危機対策課
48	93	2	・・・市内に点在する土砂災害危険箇所等の・・・	・・・市内に点在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の・・・	本文中の他の項目と合わせるため。		危機対策課



No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
49	96	27	<p><b>5 避難所開設体制の確立</b> (追加) (1)施設管理者による避難所開設 施設管理者は、鍵の保管者をあらかじめ指定し、災害時に避難所を迅速に開設できるような体制を整備する。 (2)避難所指名職員による避難所開設 (追加)避難所の近隣に居住する職員に避難所の鍵を与え、震度5弱以上の地震又は災害対策本部の指示があった場合に直ちに避難所を開設する体制を整備するとともに、鍵を与えた職員が直ちに避難所を開設できない場合は、これに代わる職員が、直ちに避難所を開設する体制も併せて構築する。</p>	<p><b>5 避難所開設体制の確立</b> 震度5弱以上の地震または災害対策本部の指示があった場合に、市職員、施設管理者、地域住民の協力により、直ちに避難所を開設する体制を構築する。 (1)施設管理者による避難所開設 施設管理者は、鍵の保管者をあらかじめ指定し、災害時に避難所を迅速に開設できるような体制を整備する。 (2)市職員による避難所開設 ア 業務時間中に開設が必要な場合 業務時間中(平日の午前8時から午後6時)に避難所の開設が必要となった場合は、区役所の担当職員が直ちに避難所を開設する体制を整備するとともに、担当職員が直ちに避難所を開設できない場合は、これに代わる職員が、直ちに避難所を開設する体制も併せて構築する。 イ 業務時間外に開設が必要な場合 業務時間外(平日の午後6時から翌朝午前8時及び土曜日、日曜日、休日)に避難所の開設が必要となった場合は、避難所の近隣に居住する避難所指名職員に避難所の鍵を与え、直ちに避難所を開設する体制を整備するとともに、鍵を与えた職員が直ちに避難所を開設できない場合は、これに代わる職員が、直ちに避難所を開設する体制も併せて構築する。</p>	避難所開設体制の変更		防災課
50	99	21	<p>イ 仮設トイレの設置基準 仮設トイレは、避難所や公園等に設置し、最低、避難者数60人に1基(370ℓ/日)の割合を目途に設置する。 (以下省略)</p>	<p>イ 仮設トイレの設置基準 仮設トイレは、避難所や公園等に設置し、最低、避難者数100人に1基(削除)の割合を目途に設置する。 (以下省略)</p>	厚生労働省より阪神淡路大震災の事例より「100人/基」以上となるよう配置する事を基準とされている。		廃棄物対策課
51	105	4	<p>防災機関 新潟地方気象台 . . . . . (追加) 県 東日本旅客鉄道(株)新潟支社</p>	<p>防災機関 新潟地方気象台 . . . . . 北陸地方整備局新潟国道事務所 県 東日本旅客鉄道(株)新潟支社</p>	本文中に掲載されているため。		危機対策課
52	105	(2)	<p>(2) 地域気象観測システム体制 ア システム概要図中 <u>アデス東日本システム</u></p>	<p>(2) 地域気象観測システム体制 ア システム概要図中 <u>気象情報伝送処理システム</u></p>	アデスシステムは東システム(東京)と西システム(大阪)で構成されています。正式名称「気象情報伝送処理システム」の記載を推奨します。		気象台 防災担当
53	106	22	<p>(ア) 市内25箇所(下表) . . . . .</p>	<p>(ア) 市内18箇所(下表) . . . . .</p>	委託業務更新に伴い観測点を精査したため。		危機対策課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
54	107	1	<p>北区 北区役所、北区役所出張所 東区 木戸小学校、東中野山小学校、 中地区コミュニティーセンター 中央区 中央区役所南出張所 江南区 江南区役所、江南区役所西川連絡所、 江南区役所横越出張所 秋葉区 秋葉区役所小須戸出張所、 新津B&amp;G海洋センター 南区 南区役所、南区役所月湯出張所 西区 西区役所、西区役所西出張所、 西区役所黒埼出張所、西区役所赤塚連絡所 西蒲区 西蒲区役所岩室出張所、 西蒲区役所潟東出張所、 西川地域保健センター、間瀬気象観測所 市内地域観測システム 新潟、松浜、新津、巻 計25箇所</p>	<p>北区 北区役所、北区役所出張所 東区 <del>(削除)</del>、東中野山小学校、 <del>(削除)</del> <del>(削除)</del> 江南区 江南区役所 <del>(削除)</del> <del>(削除)</del> 秋葉区 秋葉区役所小須戸出張所、 新津B&amp;G海洋センター 南区 南区役所 <del>(削除)</del> 西区 西区役所、西区役所西出張所、 西区役所黒埼出張所、西区役所赤塚連絡所 西蒲区 西蒲区役所岩室出張所、 西蒲区役所潟東出張所、 <del>(削除)</del> 間瀬気象観測所 市内地域観測システム 新潟、松浜、新津、巻 計18箇所</p>	委託業務更新に伴い観測点を精査したため。		危機対策課
55	109		防災関係機関 <del>(追加)</del>	防災関係機関 県警察	本文中に登場するため		防災課
56	112		実施担当 危機管理防災局…各区役所 <del>(追加)</del>	実施担当 危機管理防災局…各区役所 防災関係機関 県	本文中に登場するため	土砂災害警戒区域等の指定は県	防災課
57	113	2	<p>2 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の調査の実施 建築部及び土木部並びに各区建設課は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所について調査を実施し、調査資料を集積する。 なお、集中豪雨等による緊急パトロールに際しては、危険度を総合的に判断し、異常が発見された場合は、避難を含めた対策を講ずる。</p>	<p>2 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の状況把握 建築部及び土木部並びに各区建設課は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所について、県が行う基礎調査資料を基に、状況把握を行う。 <del>(削除)</del></p>	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第4条に規定	各部署からの修正意見を防災局で一部修正したものの	土木総務課



No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
58	117	9	<p><b>5 避難所開設体制の確立</b> (追加) (1)施設管理者による避難所開設 施設管理者は、鍵の保管者をあらかじめ指定し、災害時に避難所を迅速に開設できるような体制を整備する。</p> <p>(2)避難所指名職員による避難所開設 (追加)避難所の近隣に居住する職員に避難所の鍵を与え、震度5弱以上の地震又は災害対策本部の指示があった場合に直ちに避難所を開設する体制を整備するとともに、鍵を与えた職員が直ちに避難所を開設できない場合は、これに代わる職員が、直ちに避難所を開設する体制も併せて構築する。</p>	<p><b>5 避難所開設体制の確立</b> 震度5弱以上の地震または災害対策本部の指示があった場合に、市職員、施設管理者、地域住民の協力により、直ちに避難所を開設する体制を構築する。</p> <p>(1)施設管理者による避難所開設 施設管理者は、鍵の保管者をあらかじめ指定し、災害時に避難所を迅速に開設できるような体制を整備する。</p> <p>(2)市職員による避難所開設 ア 業務時間中に開設が必要な場合 業務時間中(平日の午前8時から午後6時)に避難所の開設が必要となった場合は、区役所の避難所担当職員が直ちに避難所を開設する体制を整備するとともに、担当職員が直ちに避難所を開設できない場合は、これに代わる職員が、直ちに避難所を開設する体制も併せて構築する。</p> <p>イ 業務時間外に開設が必要な場合 業務時間外(平日の午後6時から翌朝午前8時及び土曜日、日曜日、休日)に避難所の開設が必要となった場合は、避難所の近隣に居住する避難所指名職員に避難所の鍵を与え、直ちに避難所を開設する体制を整備するとともに、鍵を与えた職員が直ちに避難所を開設できない場合は、これに代わる職員が、直ちに避難所を開設する体制も併せて構築する。</p>	避難所開設体制の変更		防災課
59	123	4	実施担当 危機管理防災課	実施担当 危機管理防災局	旧部署名だったため		防災課
60	123	15	津波避難ビルは <u>浸水想定エリア内の</u> 公的施設だけでなく	津波避難ビルは <u>(削除)</u> 公的施設だけでなく	浸水想定区域外も津波避難ビルとしたため。	各部署からの修正意見を防災局で一部修正したものの	中央区総務課
61	131	10	災害対策本部の組織及び運営については、新潟市災害対策本部条例及び新潟市災害対策本部規程による。 <u>(追加)</u>	災害対策本部の組織及び運営については、新潟市災害対策本部条例及び新潟市災害対策本部規程による。 なお、設置場所は、市役所本庁舎3階災害対策センターに設置する。災害対策センターが被災したときは、消防局庁舎3階(中央区鍋木地内)又は本部長の指定する場所に置く。			防災課
62	132	5	防災関係機関 (追加)	防災関係機関 県 自衛隊 指定地方行政機関 指定公共機関	本文中に登場するため		防災課
63	133	6	要請内容の協議 関係対策部総務班・区本部総務班	要請内容の協議 関係対策部 <u>(削除)</u> ・区本部事務局	総務班がない対策部があるため。		防災課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
64	141	5	第4節 緊急消防援助隊応援要請計画 3 応援部隊の活動等 (10) 救急医療機関 市内及び隣接市町村の救急医療機関は資料編 表3-1-4-11に示す。	第4節 緊急消防援助隊応援要請計画 3 応援部隊の活動等 (10) 救急告示病院 市内の救急告示病院は資料編 表3-1-4-11に示す。	救急告示病院について、各項目を現状に修正した。		救急課
65	145	5	防災関係機関 (追加)	防災関係機関 新潟海上保安部 自衛隊 日本赤十字社新潟県支部 新潟市医師会 新潟市歯科医師会	本文中に登場するため		防災課
66	145	33	エ 遺体の洗浄・縫合・消毒及び検案は、日本赤十字社新潟県支部及び新潟市医師会 (追加) 等と協力して行う。	エ 遺体の洗浄・縫合・消毒及び検案は、日本赤十字社新潟県支部及び新潟市医師会、新潟市歯科医師会等と協力して行う。	協力団体名の追加		新潟市歯科医師会
67	145		2 遺体の処置方法 保健衛生対策部遺体埋火葬班及び区本部区民生活班は、遺体が発見された場合は、警察等関係機関に連絡するとともに地元住民の協力を得て身元確認を行い、警察官の検視を受けた後、次の要領により処置する。 (1) 身元が判明し、かつ遺族等の引取人がある場合は、当該遺体を遺族等に引き渡す。 (2) 身元が判明しない者又は遺族等の確認ができない者については次による。	2 遺体の処置方法 発見された遺体は、まず検視が行われなければならないため、遺体発見の際は警察に通報する。 通常、遺体は警察により警察署内の検視場所に搬送されるが、大規模災害により一度に多数の遺体が発生した場合は、警察署内の検視場所では対応できないため、保健衛生対策部遺体埋火葬班が、警察からの依頼を受け、区本部区民生活班と連携の上、遺体安置所を一部区画し検視場所として提供する措置をとる。この場合には、遺体安置所に搬送された遺体は、まず検視が行われるが、安置所の職員は遺体の受付時から警察と連携し、検視、検案、安置等を円滑に行う。  警察官の検視を受けた後、遺体は次の要領により処置する。	内容精査による修正		保健所 環境衛生課
68	145		ア 警察より遺体の引き渡しを受けた後、遺体安置所へ搬送するものとし、運搬車両等が不足する場合は、(追加)新潟県トラック協会新潟支部 (追加) に車両の手配を要請する。(追加) イ 寺院、公共施設等から遺体安置所を選定し、埋火葬が行われるまでの間、天幕を張る等して遺体を安置する。 ウ 発見時の状況、遺体の性別、身長、人相、所持品、着衣、特徴その他必要事項の死体調書への記載及び写真撮影を行い、遺留品と併せて保管する。 エ 遺体の洗浄・縫合・消毒及び検案は、日本赤十字社新潟県支部及び新潟市医師会等と協力して行う。 オ 遺体の腐敗を防止するため、新潟斎場サービスに棺やドライアイス等の手配をするよう要請する。なお、棺やドライアイス等が不足する場合は、県を通じて県葬祭業協同組合に手配する。	ア 警察より遺体の引き渡しを受けた後、遺体安置所へ搬送するものとし、運搬車両等が不足する場合は、保健衛生対策部遺体埋火葬班を通じて全日本冠婚葬祭互助協会又は市民生活班を通じて新潟県トラック協会新潟支部又は新潟支部に車両の手配を要請する。(安置所が検視場所となる場合、搬送依頼の必要はない。) イ (削除) 公共施設等から遺体安置所を選定し、埋火葬が行われるまでの間、天幕を張る等して遺体を安置する。 ウ (略) エ (略) オ 遺体の腐敗を防止するため、保健衛生対策部遺体埋火葬班を通じて全日本冠婚葬祭互助協会に棺やドライアイス等の手配をするよう要請する。なお、棺やドライアイス等が不足する場合は、保健衛生対策部遺体埋火葬班は県に協力を要請する。	内容精査による修正		保健所 環境衛生課

No.	ページ	行(後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
69	145		<p>3 遺体の埋火葬</p> <p>(1) <u>保健衛生対策部遺体埋火葬班及び区本部区民生活班は、遺族等が火葬を行うことが困難な場合又は身元不明の遺体の埋火葬について、次の要領により処理する。</u></p> <p><u>ア 身元不明の遺体については、警察署その他関係機関に連絡し、身元確認の調査に当たる。</u></p> <p>イ 遺体で、身元の確認ができない場合は、一定期間経過後に行旅死亡人として、埋火葬を行う。</p> <p>ウ 遺体の埋火葬は、死体検案書をもって区民生活班及び出張所班で埋火葬手続きをとり、新潟市青山斎場、新潟市新津斎場、新潟市白根斎場、新潟市亀田斎場、新潟市巻斎場で行う。(追加)</p> <p>エ 遺骨は、遺留品とともに一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。</p> <p>オ 死亡者が多数発生した場合、斎場への遺体の搬送について新潟県トラック協会新潟支部に、骨箱等については、新潟斎場サービスにそれぞれ手配するよう要請する。</p>	<p>3 遺体の埋火葬</p> <p>(1) <u>保健衛生対策部遺体埋火葬班及び区本部区民生活班は、身元不明の遺体の埋火葬について、次の要領により処理する。</u></p> <p><u>ア 身元不明遺体の身元調査については、警察があたることとなるため、身元確認に必要な情報の提供などを警察へ行い、遺体の身元の判明に努める。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 遺体の火葬は、死体検案書をもって区民生活班及び出張所班で埋火葬手続きをとり、新潟市青山斎場、新潟市新津斎場、新潟市白根斎場、新潟市亀田斎場、新潟市巻斎場で行う。また、阿賀北広域組合葬斎場について、使用可否の確認を行うほか、必要に応じて市外火葬場の使用について協議・折衝を行う。</p> <p><u>また、災害対策基本法第86条の4により、遺体の埋火葬について特例措置が定められる場合があるので留意する。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ 死亡者が多数発生した場合、斎場への遺体の搬送について保健衛生対策部遺体埋火葬班を通じて全日本冠婚葬祭互助協会又は市民生活班を通じて新潟県トラック協会新潟支部又は新津支部に、骨箱等については、保健衛生対策部遺体埋火葬班を通じて全日本冠婚葬祭互助協会にそれぞれ手配するよう要請する。</p>	内容精査による修正		保健所 環境衛生課
70	147	1	<u>(追加) 災害ボランティアを円滑に受け入れ、効果的なボランティア活動を行うため。</u>	<u>被災者・被災地支援のために活動する災害ボランティアを円滑に受け入れ、効果的なボランティア活動へつなげるため。</u>	災害ボランティア受け入れの目的を追加		市社協 地域福祉課
71	147	2	新潟青年会議所	市内青年会議所	市内4つの青年会議所があるため		市社協 地域福祉課
72	147	6	防災関係機関 市社会福祉協議会 日本赤十字社新潟県支部 <u>新潟青年会議所</u>	防災関係機関 新潟市社会福祉協議会 日本赤十字社新潟県支部 <u>市内青年会議所</u>	27年8月31日に、新潟市社協と青年会議所4団体で災害時相互支援協定を締結したため		市社協 地域福祉課
73	147	7	防災関係機関 <u>(追加)</u>	防災関係機関 新潟県看護協会	本文中に登場するため		防災課
74	147	16	ウ 新潟県社会福祉協議会、新潟青年会議所、ボランティア団体等との連絡調整	ウ 新潟県社会福祉協議会、 <u>市内青年会議所</u> 、ボランティア団体等との連絡調整	市内4つの青年会議所があるため	各部署からの修正意見を防災局で一部修正したものの	市社協 地域福祉課

No.	ページ	行(後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
75	147	23	2 新潟市災害ボランティアセンターの体制 新潟市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会を中心に、新潟青年会議所やボランティア団体等によって運営し、活動方針や運営については、新潟市災害ボランティアセンター自らの決定に委ねることとし、新潟市災害対策本部はその運営に協力する。	3 (削除) 災害ボランティアセンターの体制 市および区災害ボランティアセンターは、(削除) 社会福祉協議会を中心に、市内青年会議所やボランティア団体等によって運営し、活動方針や運営については、(削除) 災害ボランティアセンター自らの決定に委ねることとし、新潟市災害対策本部はその運営に協力する。	市および区の災害ボランティアセンター両方の体制。 順番も並び替え。		市社協 地域福祉課
76	147	28	3 区災害ボランティアセンターの設置 新潟市社会福祉協議会災害対策本部は、被災状況に応じて、災害対策本部と調整の上、区社会福祉協議会等に区災害ボランティアセンターを設置する。	2 区災害ボランティアセンターの設置 区社会福祉協議会対策本部は、被災状況に応じて、市社会福祉協議会対策本部や区災害対策本部と調整の上、区災害ボランティアセンターを設置する。	新潟市災害ボランティアセンターマニュアルより。 順番も並び替え。		市社協 地域福祉課
77	148	1	がら災害ボランティアの受け入れ及び派遣調整等の実務を実施する。	がら災害ボランティアの受け入れ及び活動調整等の実務を実施する。	ボランティアに対し、派遣という表現は合わないため		市社協 地域福祉課
78	148	1	災害ボランティアセンターは、～派遣を要請する。	(削除)	この文章は市災害ボラセンの役割であり、前ページの1番で既出のため		市社協 地域福祉課
79	148	8	5 災害ボランティアの受け入れ業務 ・ 避難所管理運営	5 災害ボランティアの活動内容 ・ 避難所運営支援	業務ではなく活動 避難所の運営ではなく、その支援		市社協 地域福祉課
80	148	30	新潟市社会福祉協議会災害対策本部(追加)は、被災者のニーズの変化や復興支援に見通しが立つ等、タイミングを見極め、新潟市災害対策本部(追加)と協議の上、新潟市・区災害ボランティアセンターの閉所を判断する。	新潟市社会福祉協議会災害対策本部・区社会福祉協議会対策本部は、被災者のニーズの変化や復興支援に見通しが立つ等、タイミングを見極め、新潟市災害対策本部・区災害対策本部と協議の上、新潟市・区災害ボランティアセンターの閉所を判断する。	区社会福祉協議会、区を追記		市社協 地域福祉課
81	149		連携イメージ図	「区社協災害対策本部」を追加。 区災害ボランティアセンターの設置は区社協災害対策本部。区社協災害対策本部は、区災害対策本部と設置協議。	市および区災害ボランティアセンターマニュアルより		市社協 地域福祉課
82	157	5	1. 災害情報収集・伝達体制 …迅速性を最優先として関連情報を収集する。(追加)	…迅速性を最優先として関連情報を収集する。 災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であり、正確性、迅速性、総合性、同報性などを期するため、国、県及び関係機関等と連携の上、災害時情報システムを活用する。尚、平常時からGISデータの整備、人材の育成に努める。	県の地域防災計画と整合性をとるため	・ P56の1(4)に「災害時情報システム」を追加 ・ 各部署からの修正意見を防災局で一部修正したもの	にいがたGIS協議会
83	157	7	新潟県上中下越に津波注意報、津波警報(津波、大津波)が発表されたとき	新潟県上中下越に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき	表記方法を統一させる		防災課
84	158	30	建物被害 住家・非住家事業所 都市整備対策部 経済・国際対策部 都市整備対策部	建物被害 住家・非住家事業所 建築対策部 経済対策部 建築対策部	新潟市災害対策本部規程が改定されたため。		危機対策課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
85	159	4	市管理土木施設被害 道路・・・ 都市整備対策部	市管理土木施設被害 道路・・・ 土木対策部	新潟市災害対策本部規程が改定されたため。		危機対策課
86	159	7	ライフライン情報 下水道関係 都市整備対策部	ライフライン情報 下水道関係 下水道対策部	新潟市災害対策本部規程が改定されたため。		危機対策課
87	159	21	その他の情報 土砂災害 都市整備対策部	その他の情報 土砂災害 土木対策部、建築対策部	新潟市災害対策本部規程が改定されたため。		危機対策課
88	160		第3部 第2章 第1節 P160 区分表の中 都市整備対策部	土木対策部 都市政策対策部 建築対策部	組織体制の変更	ただし、収集する情報に応じて担当を明らかにする	公共1課
89	160	9	経済・国際対策部	経済対策部	組織体制の変更		危機対策課
90	160	30	県管理河川及び海岸の被害と復旧状況等 新潟地域振興局 (追加)	県管理河川及び海岸の被害と復旧状況等 新潟地域振興局 新発田地域振興局	福島潟の管理が、新潟地域振興局と新発田地域振興局に跨るため	298ページ 17行目も同様の記載有	土木総務課
91	160	31	土砂災害の被害と復旧状況 新潟地域振興局 新発田地域振興局	土砂災害の被害と復旧状況 新潟地域振興局 (削除)	新発田地域振興局管内に本市域に関する土砂災害警戒区域等の指定がないため	298ページ 19行目も同様の記載有	土木総務課
92	163	1	・・・テレビ会議システム等を利用して報告する。	・・・ウェブ会議システム等を利用して報告する。	委託業務更新に伴いシステムが更新されたため。		危機対策課
93	167	6	防災関係機関 (追加)	防災関係機関 県 にいがた女性会議 新潟市連合婦人会	本文中「女性のための相談の実施」に「関係機関・団体と連携し、女性のための相談・支援を実施する」とあり、防災会議委員として関係してくると思われるため。		防災課
94	171	6	都市整備対策部 経済・国際対策部	土木部 観光・国際交流対策部	対策部再編		防災課
95	176	1	避難所指名職員は、震度5弱以上(平成26年3月31日までは震度4以上)の地震、避難勧告等の発令または住民等の自主的な避難による避難所を開設する必要がある場合は、勤務時間内外を問わず、あらかじめ指定された避難所を直ちに施設管理者や地域住民の協力を得て開設する。 なお、…	避難所指名職員及び区役所の避難所担当職員(以下、「避難所担当職員」と言う。)は、震度5弱以上(削除)の地震、避難勧告等の発令または住民等の自主的な避難により避難所を開設する必要がある場合は、(削除)あらかじめ指定された避難所を直ちに施設管理者や地域住民の協力を得て開設する。 なお、…	避難所開設体制の変更		防災課
96	176	下から6	避難所の収容可能人員	避難所の受入可能人数	文言の統一		防災課



No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
97	176	24	(3)職員の派遣 区本部健康福祉班は、避難者の状況に往時、避難所に職員を派遣する。 派遣された職員は、避難所指名職員から避難所の管理運営の業務を引き継ぐ。 (4)避難所管理責任者の設置 避難所を開設したときは、避難所指名職員及び派遣職員の中から速やかに管理責任者を置く。	(3)職員の派遣 区本部健康福祉班は、避難者の状況に往時、避難所に職員を派遣する。 派遣された職員は、避難所担当職員から避難所の管理運営の業務を引き継ぐ。 (4)避難所管理責任者の設置 避難所を開設したときは、避難所担当職員及び派遣職員の中から速やかに管理責任者を置く。	避難所開設体制の変更		防災課
98	177	2	(6)避難状況等の報告 避難所指名職員又は避難所管理責任者は、…	(6)避難状況等の報告 避難所担当職員又は避難所管理責任者は、…	避難所開設体制の変更		防災課
99	177	表	主な役割  総務班 <u>避難所全体の取りまとめ、各班の調整、避難者名簿の作成・管理、生活ルールの作成等</u>  情報班 <u>避難所外情報収集・整理、避難者への情報提供</u>  救護班 <u>応急手当、救護所の補助、災害時要援護者への支援、医療介護にかかる相談・対応等</u>	主な役割  総務班 <u>避難所全体の取りまとめ、各班の調整、避難者名簿の作成・管理、入・退所者の管理、生活ルールの作成、安否問い合わせや取材への対応等</u>  情報班 <u>避難所外情報収集・整理、避難者への情報提供</u>  救護班 <u>医療介護にかかる相談・対応、医務室の設置、避難者の健康状態の把握、健康相談窓口の設置等</u>	避難所運営マニュアルとの整合性		防災課
100	178	表	環境班 <u>避難所のレイアウト作成、共用部分の管理、ごみ・風呂・トイレ・掃除・ペット・生活用水等の衛生管理、防火・防犯活動等</u>  食料物資班 <u>給食給水、救援物資の(追加)收受・保管・配布、炊き出し等</u>  ボランティア班 <u>ボランティアの派遣依頼、受入(追加)等</u>	環境班 <u>避難所のレイアウト作成、共用部分の管理、ごみ・風呂・トイレ・掃除・ペット・生活用水等の衛生管理、防火・防犯活動等</u>  食料物資班 <u>給食給水、救援物資の要請・收受・保管・配布、炊き出し等</u>  ボランティア班 <u>ボランティアの派遣依頼、受入、配置等</u>	避難所運営マニュアルとの整合性		防災課
101	182	4	実施担当 <u>都市整備対策部</u>	実施担当 <u>都市政策対策部 土木対策部</u>	対策部再編		防災課
102	183	10	(3) 緊急交通路の指定 ア <u>公安委員長（県警察本部交通規制課）は主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。</u>	(3) 緊急交通路の指定 ア <u>公安委員会（県警察本部交通規制課）は主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。</u>	公安委員長が指定するのではなく、公安委員会であるため修正		交通規制課
103	183	14	緊急交通路については、各検問所及びルート内主要交差点において、 <u>緊急通行車両</u> 以外の車両の通行を禁止する。	緊急交通路については、各検問所及びルート内主要交差点において、 <u>緊急通行車両・規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）</u> 以外の車両の通行を禁止する。	規制除外車両も含まれるため修正		交通規制課



No.	ページ	行(後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
104	183	17	イ 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急通行車両以外の車両の区域内への流入を禁止する。	イ 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急通行車両等以外の車両の区域内への流入を禁止する。	規制除外車両も含まれるため「緊急通行車両等」と修正		交通規制課
105	183	24	著しく妨害となる物件については、各警察署・道路管理者等が協力して排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。	著しく妨害となる物件については、高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)・各警察署・道路管理者等が協力して排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。	「高速隊」を追加修正		交通規制課
106	183	27	26行目の「必要な措置を講ずる」の後に追加	また、道路管理者は、災害により道路の車両が停止又は著しく渋滞し、緊急通行車両の通行を確保する必要があると認められる場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。	災害対策基本法の改正		土木総務課
107	183	29	3 緊急通行車両・規制除外車両(以下「緊急通行車両等」という)の確認等 緊急通行車両の確認等の手続きは、次により行うものとする。	3 緊急通行車両等の確認等 緊急通行車両等の確認等の手続きは、次により行うものとする。	前文で表記済みのため修正		交通規制課
108	186	7	防災関係機関 (追加)	防災関係機関 自衛隊 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 日本赤十字社新潟県支部	本文中に登場するため		防災課
109	188	18	オ 救助活動に関し、その規模が大であるため、又は事態が急迫し必要と認めるときは、自衛隊に部隊等の派遣を(追加)要請する。	オ 救助活動に関し、その規模が大であるため、又は事態が急迫し必要と認めるときは、自衛隊に部隊等の派遣を管区海上保安本部長を通じて要請する。	災害対策基本法では、市町村長が県を通じて自衛隊を要請できることになっており、加えて新潟海上保安部自体には自衛隊の派遣を要請する法的権限はなく、管区海上保安本部長を通じて要請することとなるため。	各部署からの修正意見を防災局で一部修正したものの	新潟海上保安部
110	190	19	地震(追加)等による海上災害に対処するため、新潟海上保安部、市災害対策本部、県警察本部、消防機関、自衛隊等は連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動等を効果的に行う。	地震、津波等による海上災害に対処するため、新潟海上保安部、市災害対策本部、県警察(削除)、消防機関、自衛隊等は(削除)それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動(削除)を効果的に行う。	新潟県地域防災計画に順じた書きぶりに変更するため。		新潟海上保安部
111	190	26	(ウ)新潟海上保安部の活動が、迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは(追加)速やかに要請する。	(ウ)災害応急活動が、迅速・的確に展開できるように(削除)協力するとともに、緊急輸送などの支援を必要とするときは新潟海上保安部を通じて海上保安庁に対し速やかに要請する。	海上保安部が市災害対策本部に対し支援を要請するような意味に捉えられるため	各部署からの修正意見を防災局で一部修正したものの	新潟海上保安部

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
112	191	10	(ア) 新潟海上保安部等からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。	(ア) <u>(削除)</u> 要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。	災害対策基本法では、市町村長が県を通じて自衛隊を要請できることになっており、加えて新潟海上保安部自体には自衛隊の派遣を要請する法的権限はなく、管区海上保安本部長を通じて要請することとなるため。	各部署からの修正意見を防災局で一部修正したものの	新潟海上保安部
113	192	7	実施担当 都市整備対策部 防災関係機関 <u>(追加)</u>	実施担当 都市政策対策部 土木対策部 防災関係機関 日本郵便株式会社新潟中央郵便局 日本通運(株)新潟支店 新潟運輸(株) 新潟交通(株) 東京航空局新潟空港事務所	対策部再編。本文中に登場するため。		防災課
114	194	11	都市整備対策部	土木対策部	組織体制の変更		土木総務課
115	194	10	9行目の「除去するよう努める」の後に追加	また、道路管理者は、災害により道路の車両が停止又は著しく渋滞し、緊急通行車両の通行を確保する必要があると認められる場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。	災害対策基本法の改正		土木総務課
116	194	15	郵便事業株式会社新潟支社に応援を要請し	日本郵便株式会社新潟中央郵便局に応援を要請し	旧組織名		防災課
117	198		第8節 食糧供給計画	第8節 食糧供給計画	震災編と風水害編でほぼ同じ内容のため、一つにまとめ共通編に移す		防災課
118	202		第9節 生活必需品供給計画	第9節 生活必需品供給計画	震災編と風水害編でほぼ同じ内容のため、一つにまとめ共通編に移す		防災課
119	198	26	(2) 流通業者等による調達 市民生活対策部市民生活班は、災害の規模や流通状況に応じ、協定締結団体 <u>(追加)</u> に食糧の調達を要請する。協定締結団体からの食糧調達が不足する場合には、経済・国際対策部経済総務班に食糧の調達を要請する。経済・国際対策部経済総務班は要請に基づき卸売業者や小売販売業者等 <u>(資料編 表3-3-9-1)</u> から食糧を調達する。 ただし、初動対応期において、各区本部が迅速に食糧を供給する必要がある場合は、各区本部が独自に協定締結団体及び卸売業者や小売販売業者等に要請する。	(2) 流通業者等による調達 市民生活対策部市民生活班は、災害の規模や流通状況に応じ、協定締結団体 <u>(資料編 表3-3-9-1)</u> に食糧の調達を要請する。協定締結団体からの食糧調達が不足する場合には、経済・国際対策部経済総務班に食糧の調達を要請する。 経済・国際対策部経済総務班は要請に基づき卸売業者や小売販売業者等 <u>(削除)</u> から食糧を調達する。 ただし、初動対応期において、各区本部が迅速に食糧を供給する必要がある場合は、各区本部が独自に協定締結団体及び卸売業者や小売販売業者等に要請する。	200ページ掲載のフロー図による		産業政策課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
120	199	18	<b>4 食糧の配布</b> (1) 各区本部区民生活班は、避難所管理責任者である各区本部健康福祉班職員又は避難所指名職員の要請に基づいて、…	<b>4 食糧の配布</b> (1) 各区本部区民生活班は、避難所管理責任者である各区本部健康福祉班職員又は避難所担当職員の要請に基づいて、…	避難所開設体制の変更		防災課
121	202	5	実施担当 <u>経済・国際対策部</u>	実施担当 <u>経済対策部</u>	対策部再編		防災課
122	203	22	<b>5 生活必需品等の配布</b> (1) 各区本部区民生活班は、避難所管理責任者である各区本部健康福祉班職員又は避難所指名職員の要請に基づいて、…	<b>5 生活必需品等の配布</b> (1) 各区本部区民生活班は、避難所管理責任者である各区本部健康福祉班職員又は避難所担当職員の要請に基づいて、…	避難所開設体制の変更		防災課
123	210	4	実施担当 <u>経済・国際対策部</u> <u>都市整備対策部</u> <u>消防対策部</u> 防災関係機関 <u>(追加)</u>	実施担当 <u>観光・国際交流対策部</u> <u>建築対策部</u> <u>総務対策部</u> <u>消防対策部</u> 防災関係機関 <u>県</u> <u>自衛隊</u> <u>日本赤十字社新潟県支部</u>	対策部再編		防災課
124	210	3	<b>1 災害時要援護者に対する対策</b> (1) 情報伝達及び安否確認 ア 各区本部健康福祉班は、地震が発生した場合、自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会・町内会、消防対策部、警察官及び介護等サービス提供事業者等と連携し、速やかに安否確認及び避難勧告等の情報伝達を行う。 イ 地域による情報伝達及び安否確認 自主防災組織及び自治会・町内会は、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ配布された災害時要援護者名簿等により、情報伝達及び安否確認を行う。把握した安否情報は、各区本部健康福祉班又は避難先の避難所指名職員に伝達する。	<b>1 災害時要援護者に対する対策</b> (1) 情報伝達及び安否確認 ア 各区本部健康福祉班は、地震が発生した場合、自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会・町内会、消防対策部、警察官及び介護等サービス提供事業者等と連携し、速やかに安否確認及び避難勧告等の情報伝達を行う。 イ 地域による情報伝達及び安否確認 自主防災組織及び自治会・町内会は、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ配布された災害時要援護者名簿等により、情報伝達及び安否確認を行う。把握した安否情報は、各区本部健康福祉班又は避難先の避難所担当職員に伝達する。	避難所開設体制の変更		危機管理防災局防災課
125	211	34	<b>3 外国人等に対する対策</b> <u>経済・国際対策部</u> 国際班は、災害時に新潟国際友好会館に新潟市国際交流協会とともに新潟市災害時多言語支援センターを設置し、外国人の被災情報を収集するほか、外国語による情報提供や相談活動を実施する。	<b>3 外国人等に対する対策</b> <u>観光・国際交流対策部</u> 国際班は、災害時に新潟国際友好会館に新潟市国際交流協会とともに新潟市災害時多言語支援センターを設置し、外国人の被災情報を収集するほか、外国語による情報提供や相談活動を実施する。	対策部名の修正		国際課
126	211	27	(9) 医師、カウンセラー、ケースワーカー等の巡回相談等の実施 実態調査により把握した災害時要援護者に対しては、 <u>県</u> 、 <u>日本赤十字社新潟県支部</u> 等と連携し、医師、 <u>(追加)</u> カウンセラー、ケースワーカー等による定期的な巡回相談を実施する。	(9) 医師、カウンセラー、ケースワーカー等の巡回相談等の実施 実態調査により把握した災害時要援護者に対しては、 <u>県</u> 、 <u>日本赤十字社新潟県支部</u> 等と連携し、医師、 <u>歯科医師</u> 、カウンセラー、ケースワーカー等による定期的な巡回相談を実施する。	協力団体名の追加		新潟市歯科医師会

No.	ページ	行(後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
127	212	5	(2) 外国語による災害情報の提供 外国人への災害情報の提供のため、 <u>ラジオ放送や印刷物の多言語化を図る。</u> (3) <u>相談窓口の設置</u> 経済・国際対策部国際班は、日本語によるコミュニケーションが困難な外国人に対して、災害後の生活全般について外国語で相談を受け付ける <u>窓口を開設する。</u> (4) <u>通訳ボランティアの配置</u> 経済・国際対策部国際班は、市内外の国際交流団体や外国語学習グループ、外国語の堪能な市民の協力を求め、外国人からの問い合わせや各種相談、救援情報の提供にあたる通訳ボランティアを配置する。	(2) 外国語による災害情報の提供 外国人への災害情報の提供のため、 <u>多言語での翻訳を行う。</u> (3) <u>外国人相談者への対応</u> 観光・国際交流対策部国際班は、日本語によるコミュニケーションが困難な外国人に対して、災害後の生活全般について外国語で相談を受け付ける <u>(削除)。</u> (4) <u>通訳ボランティアの配置</u> 観光・国際交流対策部国際班は、市内外の国際交流団体や外国語学習グループ、外国語の堪能な市民の協力を求め、外国人からの問い合わせや各種相談、救援情報の提供にあたる通訳ボランティアを配置する。	現状に合わせ修正 対策部名の修正		国際課
128	215	2	<u>(追加)</u> 保健衛生対策部は、	<u>保健衛生対策部は、</u>	体裁修正		防災課
129	218	5	防災関係機関 <u>各警察署</u>	防災関係機関 <u>新潟市医師会 新潟市歯科医師会</u>	関係機関見直し		防災課
130	218	14	(5) <u>特定給食施設</u>	(5) <u>(削除) 給食施設</u>	特定給食施設とは、1回に100食以上を提供する施設に限定されるため		食の安全推進課
131	220	27	5 飲料水及び食品衛生確保対策 被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する健康被害を防止するため必要と認めるときは、保健衛生対策部食品・環境衛生班及び衛生検査班並びに各区本部健康福祉班は次の活動を行う。	5 飲料水及び食品衛生確保対策 被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する健康被害を防止するため必要と認めるときは、保健衛生対策部食品衛生班・環境衛生班並びに各区本部健康福祉班は次の活動を行う。	「食品・環境衛生班」は旧体制の名称。 衛生検査班は旧体制（現在は無い。）		衛生環境研究所
132	222	14	(3) <u>特定給食施設への指導</u> 状況を調査し、保健衛生対策部食品・環境衛生班と連携のうえ、 <u>特定給食施設に対する現地指導を行うとともに、給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題が生じないよう指導する。</u>	(3) <u>(削除) 給食施設への指導</u> 状況を調査し、保健衛生対策部食品衛生班・環境衛生班と連携のうえ、 <u>(削除) 給食施設に対する現地指導を行うとともに、給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題が生じないよう指導する。</u>	特定給食施設とは、1回に100食以上を提供する施設に限定されるため	各部署からの修正意見を防災局で一部修正したものの	食の安全推進課
133	226	19	震災応急対策 第15節 愛玩動物保護対策計画 3 その他の対策 (5) <u>放浪犬の保護収容</u> 放浪犬については、保健衛生対策部保健医療対策班及び～	震災応急対策 第15節 愛玩動物保護対策計画 3 その他の対策 (5) <u>放浪犬の保護収容</u> 放浪犬については、保健衛生対策部動物保護班及び～	保健衛生対策部各班分掌事務による		保健管理課
134	227	5	実施担当 <u>都市整備対策部</u>	実施担当 <u>都市政策対策部 建築対策部 土木対策部</u>	対策部再編		防災課
135	227	下から10	<u>都市整備対策部及び各区本部</u>	<u>土木対策部及び各区本部</u>	対策部再編		防災課
136	228	下から10	<u>都市整備対策部及び各区本部</u>	<u>建築対策部及び各区本部</u>	対策部再編		防災課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
137	228	5	第3部 第2章 第16節 オ 建物関係障害物除去実施主体 (ア) 市：都市整備対策部、各区本部	第3部 第2章 第16節 オ 建物関係障害物除去実施主体 (ア) 市：建築対策部、各区本部	対策部再編	各部署からの修正意見を 防災局で一部修正したも の	公共1課
138	229	6	実施担当 (追加) 防災関係機関 (追加)	実施担当 土木対策部 防災関係機関 北陸地方整備局新潟国道事務所 東日本高 速道路株式会社新潟支社 新潟海上保安部	本文中に登場するため		防災課
139	229		第17節 廃棄物処理応急計画	(風水害編と合わせて共通編へ移動)	震災編と風水害編が同じ内 容のため		防災課
140	233		第18節 トイレ対策計画	(風水害編と合わせて共通編へ移動)	震災編と風水害編が同じ内 容のため		防災課
141	236		防災関係機関 (追加)	防災関係機関 自衛隊	本文中に登場するため		防災課
142	239	4	都市整備対策部	建築対策部	対策部再編		建築行政課
143	239	11	3 判定実施要否の決定 建築物被害の状況により、応急危険度判定実施の要否を 決定する。	3 判定実施要否の決定 建築物被害の状況により、応急危険度判定実施の要否を決 定し、県に報告する。	被災建築物応急危険度判定 計画見直しによる		建築行政課
144	239	13	4 判定体制の構築 判定にあたり、実施本部及び判定拠点を設置するととも に判定コーディネーターを配置する。また、被災建築物 応急危険度判定士(災害により被害を受けた建築物に よる二次災害を防止するために行う、被災建築物応急危 険度判定を行う者として、知事の認定を受けた者をい う。以下「判定士」という。)に参集を要請するととも に、必要に応じて、県に対し、判定支援の要請を行う。	4 判定体制の構築 判定にあたり、実施本部及び判定拠点を設置するととも に判定コーディネーターを配置する。また、判定実施計画 を策定し、必要に応じて、県に(削除)判定支援の要請を 行う。	被災建築物応急危険度判定 計画見直しによる		建築行政課
145	239	19	5 判定計画の作成 判定にあたり、判定実施計画を作成するとともに、住 民に対し、危険度判定作業に関する広報を実施する。 この際、応急危険度判定は、人命の安全性を確保する ための緊急的に危険度を判定する作業であり、り災証明 のためのものではないことを正確に広報する。	5 判定実施の住民への周知 判定にあたり、(削除)住民に対し、危険度判定作業に 関する広報を実施する。 この際、応急危険度判定は、人命の安全性を確保するた めの緊急的に危険度を判定する作業であり、り災証明のた めのものではないことを正確に広報する。	被災建築物応急危険度判定 計画見直しによる		建築行政課
146	239	24	6 判定の実施 判定実施にあたり、判定士の受け入れを行い、判定資 機材を供給するとともに判定士を判定実施地区に誘導す る。(追加)また、判定の結果について県に報告する。	6 判定の実施 判定実施にあたり、 <u>応急危険度判定士(被災建築物応急 危険度判定を行う者として、都道府県等で登録された者を いう。以下「判定士」という。)</u> の受け入れを行い、判定 資機材を供給するとともに判定士を判定実施地区に誘導す る。判定士は、 <u>応急危険度判定結果を、判定した建築物の 入口若しくは外壁等の見やすい位置に表示する。</u> また、実 施本部は、判定結果を集計し、県に報告する。	被災建築物応急危険度判定 計画見直しによる		建築行政課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
147	239	27	<u>7 判定結果の表示</u> <u>判定土は、応急危険度判定結果を、判定した建築物の入口若しくは外壁等の見やすい位置に表示する。</u>	<u>(削除)</u>	被災建築物応急危険度判定計画見直しによる		建築行政課
148	240	5	実施担当 <u>都市整備対策部</u>	実施担当 <u>都市政策対策部</u>	対策部再編		防災課
149	242	5	実施担当 <u>都市整備対策部</u>	実施担当 <u>都市政策対策部 土木対策部</u>	対策部再編		防災課
150	242	9	<u>都市整備対策部</u>	<u>土木対策部</u>	組織体制の変更		土木総務課
151	243	18	17行目の「協力・支援等を行う」の後に追加	<u>また、道路管理者は、災害により道路の車両が停止又は著しく渋滞し、緊急通行車両の通行を確保する必要があると認められる場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。</u>	災害対策基本法の改正		土木総務課
152	246	5	<u>都市整備対策部</u>	<u>土木対策部</u>	組織体制の変更		土木総務課
153	246	12	<u>都市整備対策部</u>	<u>土木対策部</u>	組織体制の変更		土木総務課
154	248	4	<u>都市整備対策部</u>	<u>土木対策部</u>	組織体制の変更		土木総務課
155	248	5	防災関係機関 <u>(追加)</u>	防災関係機関 <u>県</u>	県管理の公園もあるため (H26年度に依頼済み)		新潟県新潟地域振興局 地域整備整備部計画調整課
156	249		実施担当 <u>(追加)</u>	実施担当 <u>災害対策本部事務局 各区本部 消防対策部</u>	本文中に登場するため		防災課
157	251	-	【災害対策本部及び水道対策部（水道対策業務）組織表】	(差替え) 【災害対策本部及び水道対策部（水道対策業務）組織表】	組織改正のため（経営企画部次長、総務部次長、技術部次長を削除） 情報連絡員から経営管理課補佐を削除（経営管理課補佐は情報担当員なので誤り）	各部署からの修正意見を 防災局で一部修正したものの	水道局 経営管理課
158	261	6	防災関係機関 <u>北陸地方整備局</u>	防災関係機関 <u>北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所</u>	本文中に登場するため		防災課



No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署								
159	261	表中の実施担当	<table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>都市整備対策部 農林水産対策部 各区本部</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>北陸地方整備局 県 土地改良区</td> </tr> </table> <p>1 下水道施設(追加) 応急対策 災害時における下水道機能の(途中略) 早期復旧に向けての基礎づくりを行う。(追加)</p>	実施担当	都市整備対策部 農林水産対策部 各区本部	防災関係機関	北陸地方整備局 県 土地改良区	<table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>下水道対策部 農林水産対策部 各区本部</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>北陸地方整備局 県 土地改良区</td> </tr> </table> <p>1 下水道施設等・公設浄化槽 応急対策 災害時における下水道機能の(途中略) 早期復旧に向けての基礎づくりを行う。 なお、公設浄化槽については、必要に応じ対応する。</p>	実施担当	下水道対策部 農林水産対策部 各区本部	防災関係機関	北陸地方整備局 県 土地改良区	対策部の再編による名称変更並びに農業集落排水処理施設の応急対策を下水道施設 応急対策に包含するとともに、公設浄化槽の対策について追記		経営企画課 下水道管理センター
実施担当	都市整備対策部 農林水産対策部 各区本部														
防災関係機関	北陸地方整備局 県 土地改良区														
実施担当	下水道対策部 農林水産対策部 各区本部														
防災関係機関	北陸地方整備局 県 土地改良区														
160	262	表	(2) 応急対策における主な作業項目 表	(2) 応急対策における主な作業項目 表 公設浄化槽の項目を追加(別添「修正案①」のとおり)	公設浄化槽の作業項目を表中に追加		経営企画課								
161	263	17	ア 農業集落排水処理施設対策本部の設置 都市整備対策部及び各区本部は、	ア 農業集落排水処理施設対策本部の設置 下水道対策部及び各区本部は、	対策部再編		防災課								
162	263	図中の担当	<p>(3) 応急対策体制の概念図</p>	<p>(3) 応急対策体制の概念図</p>	対策部の再編による名称変更並びに体制変更 ※農林水産対策部の体制は別途概念図を掲載		経営企画課 下水道管理センター								
163	263	2	<u>2 農業集落排水処理施設 応急対策</u>	<u>(削除)</u>	農業集落排水処理施設 応急対策を下水道施設 応急対策へ包含のため削除		経営企画課 下水道管理センター								
164	264	9	<u>3 排水機場施設 応急対策</u>	<u>2 農業用施設 応急対策</u>	2 農業集落排水処理施設 応急対策の削除による項目番号の繰上げ。表題に排水路等を含めた。		農村整備課								

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
165	265	5		<p>(6) 応急対策体制の概念図 (追加)</p>	応急対策体制の追加		農村整備課
166	268	5	実施担当 都市整備対策部	実施担当 建築対策部	対策部再編		防災課
167	269	23	都市整備対策部宅地・建物班は、対象世帯の	建築対策部は、対象世帯の	対策部再編		防災課
168	269	12	イ 下記用件のいずれかに該当するものを優先とする。 (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者 (イ) 特定の資産のない失業者 (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯	イ 下記要件のいずれかに該当するものを優先とする。 (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者 (イ) 特定の資産のない失業者 (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯、父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文言修正（記載誤り）</li> <li>○ 平成26年10月から「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正・施行されたため</li> </ul>		こども未来課
169	272		(2) 地震発生後に学校が行う措置 校長は、被害・被災状況…、その結果を直ちに防災無線その他の使用可能な通信手段により学校指導班へ報告する。学校指導班は、(追加)前段の情報を整理し、災害対策本部事務局へ伝達するとともに…。	(2) 地震発生後に学校が行う措置 校長は、被害・被災状況…、その結果を直ちに防災無線その他の使用可能な通信手段により各教育支援センター班等へ報告する。学校指導班は、各教育支援センター班と互いに連携を取り、前段の情報を整理し、教育総務班へ伝達するとともに…。	学校指導班及び各学校班マニュアル、チャート図との整合を図るため		学校支援課
170	273	1	学校班は、避難所指名職員、各区本部健康福祉班、自主防災組織、自治会・町内会及び地域コミュニティ協議会等と連携して避難所の開設・運営に積極的に協力する。 (ア) 学校班の基本的役割 学校班は、避難所運営担当の避難所指名職員及び各区本部健康福祉班が出動困難な場合における避難所初期対応を行う。また避難所指名職員及び各区本部健康福祉班到着後は、避難所施設管理者としての業務を次のとおり行う。	学校班は、避難所担当職員、各区本部健康福祉班、自主防災組織、自治会・町内会及び地域コミュニティ協議会等と連携して避難所の開設・運営に積極的に協力する。 (ア) 学校班の基本的役割 学校班は、避難所運営担当の避難所担当職員及び各区本部健康福祉班が出動困難な場合における避難所初期対応を行う。また避難所担当職員及び各区本部健康福祉班到着後は、避難所施設管理者としての業務を次のとおり行う。	避難所開設体制の変更		防災課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
171	277	5	実施担当 経済・国際対策部	実施担当 経済対策部	対策部再編		防災課
172	277	17	ウ 調査・監視体制 経済・国際対策部経済総務班及び各区本部	ウ 調査・監視体制 経済対策部及び各区本部	対策部再編		防災課
173	278	3	エ 調査体制 調査は経済・国際対策部経済総務班及び各区本部	エ 調査体制 調査は経済対策部及び各区本部	対策部再編		防災課
174	278	10	(1)事業所等に対する指導、要請 経済・国際対策部経済総務班及び市民生活対策部は、	(1)事業所等に対する指導、要請 経済対策部及び市民生活対策部は、	対策部再編		防災課
175	278	下から1	4 事業者の責務 …初動対策を講じる。(追加)	4 事業者の責務 …初動対策を講じる。	体裁修正		危機対策課
176	279	9	防災関係機関 県 新潟海上保安部 土地改良区 全国農業協同組合連合会新潟県本部 (追加)	防災関係機関 県 新潟海上保安部 土地改良区 全国 農業協同組合連合会新潟県本部 県警察	本文中に登場するため追加。体裁修正。		防災課
177	291	(2)	(ア)新潟地方気象台 新潟地方気象台は、気象警報等(航空機及び船舶の利用に適合するための警報を除く)を発表、切替え、解除したときは、資料編 表3-3-1-2に示した伝達系統図により、関係機関は速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。通知を受けた関係機関は、さらに傘下の関係機関及び一般住民等に速やかに伝達・周知する。(追加)	(ア)新潟地方気象台 新潟地方気象台は、気象警報等(航空機及び船舶の利用に適合するための警報を除く)を発表、切替え、解除したときは、資料編 表3-3-1-2に示した伝達系統図により、関係機関は速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。通知を受けた関係機関は、さらに傘下の関係機関及び一般住民等に速やかに伝達・周知する。市町村は気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは直ちに各種情報手段を用い、住民に周知する。	平成25年5月の気象業務法の改正により都道府県から市町村への通知及び市町村から住民への周知の措置が義務化されました。	各部署からの修正意見を防災局で一部修正したものの	気象台 防災担当
178	293	1	1. 災害情報収集・伝達体制 …迅速性を最優先として関連情報を収集する。(追加)	…迅速性を最優先として関連情報を収集する。 災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であり、正確性、迅速性、総合性、同報性などを期するため、国、県及び関係機関等と連携の上、災害時情報システムを活用する。尚、平常時からGISデータの整備、人材の育成に努める。	県の地域防災計画と整合性をとるため	・P56の1(4)に「災害時情報システム」を追加 ・各部署からの修正意見を防災局で一部修正したものの	にいがたGIS協議会
179	293	表中	応急対策活動支援情報	応急対策活動支援情報	体裁修正		防災課
180	294	表中	(表中) 建物被害 経済・国際対策部 市管理土木施設被害 都市整備対策部	(表中) 建物被害 経済対策部 市管理土木施設被害 土木対策部	対策部再編		防災課
181	295	表中	(表中) ライフライン情報 都市整備対策部 その他の情報 都市整備対策部	(表中) ライフライン情報 下水道対策部 その他の情報 土木対策部、建築対策部	対策部再編		防災課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
182	295	表中	東北電力(追加)	東北電力㈱	他の体裁と合わせる		防災課
183	296	表中	(表中) 経済・国際対策部 物流機能の被害と復旧状況	(表中) 経済対策部 物流機能の被害と復旧状況			防災課
184	296	表中	(表中) 都市整備対策部 (警戒本部)	(表中) 都市政策対策部 土木対策部 (警戒本部)	対策部再編		防災課
185	300	3	都市整備対策部	土木対策部	組織体制の変更		土木総務課
186	301	12 15	第3節 消防活動計画 職員の招集は、消防対策本部長(以下「本部長」という。)の事前命令(消防局増強警備に関する要綱による。) その他細部については、「消防局増強警備に関する要綱」に定める増強警備計画の基準による。	第3節 消防活動計画 職員の招集は、消防対策本部長(以下「本部長」という。)の事前命令(増強警備及び広域消防応援の派遣準備に関する要綱による。) その他細部については、「増強警備及び広域消防応援の派遣準備に関する要綱」に定める増強警備計画の基準による。	現在の名称と相違があるため		警防課
187	302	4 16 19	4 消防活動 「強風時の消防対策要綱」  5 消防団活動計画 消防団長の事前命令(消防局増強警備に関する要綱による。)  その他細部については、「消防局増強警備に関する要綱」に定める	4 消防活動 「強風時の消防対策規程」  5 消防団活動計画 消防団長の事前命令(増強警備及び広域消防応援の派遣準備に関する要綱による。)  その他細部については、「増強警備及び広域消防応援の派遣準備に関する要綱」に定める	現在の名称と相違があるため		警防課
188	303	6	防災関係機関 (追加)	防災関係機関 県 にいがた女性会議 新潟市連合婦人会	本文中「女性のための相談の実施」に「関係機関・団体と連携し、女性のための相談・支援を実施する」とあり、防災会議委員として関係してくると思われるため。		防災課
189	307	5	実施担当 都市整備対策部 経済・国際対策部	実施担当 都市政策対策部 建築対策部 土木対策部 観光・国際交流対策部	対策部再編		防災課
190	307		防災関係機関 (追加)	防災関係機関 新潟地方気象台 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 にいがた女性会議	本文中に登場するため。		防災課
191	307	18	避難準備情報 平成26年9月 避難勧告等の・・・	避難準備情報 平成27年8月 避難勧告等の・・・	ガイドラインが改訂されたため。		危機対策課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
192	309	表	<p>避難勧告 (2) <u>解析雨量の実況</u></p> <p>避難指示 (2) <u>解析雨量の実況</u></p>	<p>避難勧告 (2) <u>県土砂災害警戒情報システムの雨量解析値の実況</u></p> <p>避難指示 (2) <u>県土砂災害警戒情報システムの土壌雨量指数のデータが更新された時点で、雨量解析値の実況</u></p>	<p>気象レーダーとアメダスなどの降水量観測値から解析、作成した降水量分布であり、降水量の実況値ではありません。</p>	<p>県システムの表記と整合を取るため、各部署からの修正意見を防災局で一部修正したもの</p>	<p>気象台 防災担当</p>
193	313	1	<p><b>4 避難所の開設及び避難者の受入</b> (1) 開設の方法 災害対策本部事務局は、風水害等の災害による避難者を受け入れる必要がある場合は、あらかじめ指定した避難所へ直ちに避難所指名職員を派遣し、施設管理者や地域住民の協力を得て開設する。</p>	<p><b>4 避難所の開設及び避難者の受入</b> (1) 開設の方法 災害対策本部事務局は、風水害等の災害による避難者を受け入れる必要がある場合は、あらかじめ指定した避難所へ直ちに避難所<u>担当</u>職員を派遣し、施設管理者や地域住民の協力を得て開設する。</p>	<p>避難所開設体制の変更</p>		<p>防災課</p>
194	313	25	<p>(3)職員の派遣 区本部健康福祉班は、避難者の状況に往時、避難所に職員を派遣する。 派遣された職員は、避難所指名職員から避難所の管理運営の業務を引き継ぐ。</p> <p>(4)避難所管理責任者の設置 避難所を開設したときは、避難所指名職員及び派遣職員の中から速やかに管理責任者を置く。</p>	<p>(3)職員の派遣 区本部健康福祉班は、避難者の状況に往時、避難所に職員を派遣する。 派遣された職員は、避難所<u>担当</u>職員から避難所の管理運営の業務を引き継ぐ。</p> <p>(4)避難所管理責任者の設置 避難所を開設したときは、避難所<u>担当</u>職員及び派遣職員の中から速やかに管理責任者を置く。</p>	<p>避難所開設体制の変更</p>		<p>防災課</p>
195	313	下から5	<p>避難者数が避難所の収容可能人員</p>	<p>避難者数が避難所の受入可能人数</p>	<p>表現の統一</p>		<p>防災課</p>
196	314	3	<p>(6)避難状況等の報告 避難所指名職員又は避難所管理責任者は、…</p>	<p>(6)避難状況等の報告 避難所<u>担当</u>職員又は避難所管理責任者は、…</p>	<p>避難所開設体制の変更</p>		<p>防災課</p>

No.	ページ	行(後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
197	315	1	<p>主な役割</p> <p>総務班 避難所全体の取りまとめ、各班の調整、避難者名簿の作成・管理、生活ルールの作成等</p> <p>情報班 避難所外情報収集・整理、避難者への情報提供</p> <p>救護班 応急手当、救護所の補助、災害時要援護者への支援、医療介護にかかる相談・対応等</p> <p>環境班 避難所のレイアウト作成、共用部分の管理、ごみ・風呂・トイレ・掃除・ペット・生活用水等の衛生管理、防火・防犯活動等</p> <p>食料物資班 給食給水、救援物資の(追加)収受・保管・配布、炊き出し等</p> <p>ボランティア班 ボランティアの派遣依頼、受入(追加)等</p>	<p>主な役割</p> <p>総務班 避難所全体の取りまとめ、各班の調整、避難者名簿の作成・管理、入・退所者の管理、生活ルールの作成、安否問い合わせや取材への対応等</p> <p>情報班 避難所外情報収集・整理、避難者への情報提供</p> <p>救護班 医療介護にかかる相談・対応、医務室の設置、避難者の健康状態の把握、健康相談窓口の設置等</p> <p>環境班 避難所のレイアウト作成、共用部分の管理、ごみ・風呂・トイレ・掃除・ペット・生活用水等の衛生管理、防火・防犯活動等</p> <p>食料物資班 給食給水、救援物資の要請・収受・保管・配布、炊き出し等</p> <p>ボランティア班 ボランティアの派遣依頼、受入・配置等</p>	避難所運営マニュアルとの整合性		防災課
198	315	12	エ 地域住民による避難所運営 難所の運営は、「避難所運営マニュアル」に基づき、	エ 地域住民による避難所運営 避難所の運営は、「避難所運営マニュアル」に基づき、	文言修正（脱字）		こども未来課
199	318	7	8 避難者の居住先の確保及び避難所の閉鎖 (追加)	8 避難者の居住先の確保及び避難所の閉鎖 9 帰宅困難者の支援	震災対策編の帰宅困難者の支援を追加		防災課
200	319	3	都市整備対策部	土木対策部	組織体制の変更		土木総務課
201	320	14	緊急交通路については、各検問所及びルート内主要交差点において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。	緊急交通路については、各検問所及びルート内主要交差点において、緊急通行車両・規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の通行を禁止する。	規制除外車両も含まれるため修正		県警 交通規制課
202	320	22	著しく妨害となる物件については、各警察署・道路管理者等が協力して排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。	著しく妨害となる物件については、高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）・各警察署・道路管理者等が協力して排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。	「高速隊」を追加修正		県警 交通規制課
203	320	24	23行目の「必要な措置を講ずる」の後に追加	また、道路管理者は、災害により道路の車両が停止又は著しく渋滞し、緊急通行車両の通行を確保する必要があると認められる場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。	災害対策基本法の改正		土木総務課
204	320	27	3 緊急通行車両・規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という）の確認等	3 緊急通行車両等の確認等	前文で表記済みのため修正		県警 交通規制課



No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
205	320	29	(1)緊急通行車両等の確認者 緊急通行車両等の確認は、車両の使用者の申出により知事（危機対策課）又は公安委員会（県警察本部交通規制課・各警察署）が行う。	(1)緊急通行車両等の確認者 緊急通行車両等の確認は、車両の使用者の申出により知事（危機対策課）又は公安委員会（県警察本部交通規制課・高速隊・各警察署）が行う。	「高速隊」も確認を行うため追加修正		県警 交通規制課
206	321	25	(4)緊急通行車両等の確認申出 緊急通行車両等の確認申出は確認申出書により確認を受けけるものとする。 受け付けは、知事が確認する車両にあつては危機対策課、公安委員会が確認する車両にあつては県警察本部交通規制課、各警察署及び交通検問所において行う。	(4)緊急通行車両等の確認申出 緊急通行車両等の確認申出は確認申出書により確認を受けけるものとする。 受け付けは、知事が確認する車両にあつては危機対策課、公安委員会が確認する車両にあつては県警察本部交通規制課、高速隊、各警察署及び交通検問所において行う。	受け付け所属「高速隊」を追加修正		県警 交通規制課
207	322	4	4 関係機関との協力・連携 交通規制の実施に際しては、各警察署・各道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した交通規制を実施するとともに、必要に応じ警備業者等に交通誘導の協力依頼を行う。	4 関係機関との協力・連携 交通規制の実施に際しては、高速隊・各警察署・各道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した交通規制を実施するとともに、必要に応じ警備業者等に交通誘導の協力依頼を行う。	「高速隊」を追加修正		県警 交通規制課
208	323	7	防災関係機関 (追加)	防災関係機関 自衛隊 北陸地方整備局新潟港湾・空港事務所 日本赤十字社新潟県支部	本文中に登場するため。		防災課
209	323		第7節 警備・保安計画	第7節 警備・保安計画		震災編を参考に今回の修正を反映	危機対策課
210	329	7	実施担当 都市整備対策部 防災関係機関 (追加)	実施担当 都市政策対策部 土木対策部 防災関係機関 日本郵便株式会社新潟中央郵便局 日本通運(株)新潟支店 新潟運輸(株) 新潟交通(株) 東京航空局新潟空港事務所	対策部再編		防災課
211	331	11	都市整備対策部	土木対策部	組織体制の変更		土木総務課
212	331	10	除去するよう努める。(追加)	除去するよう努める。また、道路管理者は、災害により道路の車両が停止又は著しく渋滞し、緊急通行車両の通行を確保する必要があると認められる場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。	災害対策基本法の改正		土木総務課
213	335	4	実施担当 経済・国際対策部	実施担当 経済対策部	対策部再編		防災課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
214	335	27	(2) 流通業者等による調達 市民生活対策部市民生活班は、災害の規模や流通状況に応じ、協定締結団体(追加)に食糧の調達を要請する。協定締結団体からの食糧調達が不足する場合には、 <u>経済・国際対策部経済総務班</u> に食糧の調達を要請する。 <u>経済・国際対策部経済総務班</u> は要請に基づき卸売業者や小売販売業者等(資料編 表3-3-9-1)から食糧を調達する。 ただし、初動対応期において、各区本部が迅速に食糧を供給する必要が生じた場合は、各区本部が独自に協定締結団体及び卸売業者や小売販売業者等に要請する。	(2) 流通業者等による調達 市民生活対策部市民生活班は、災害の規模や流通状況に応じ、協定締結団体(資料編 表3-3-9-1)に食糧の調達を要請する。協定締結団体からの食糧調達が不足する場合には、 <u>経済対策部</u> に食糧の調達を要請する。 <u>経済対策部</u> は要請に基づき卸売業者や小売販売業者等(削除)から食糧を調達する。 ただし、初動対応期において、各区本部が迅速に食糧を供給する必要が生じた場合は、各区本部が独自に協定締結団体及び卸売業者や小売販売業者等に要請する。	200ページ掲載のフロー図による	各部署からの修正意見を防災局で一部修正したものの	産業政策課
215	336	20	<b>4 食糧の配布</b> (1) 各区本部区民生活班は、避難所管理責任者である各区本部健康福祉班職員又は避難所指名職員の要請に基づいて、…	<b>4 食糧の配布</b> (1) 各区本部区民生活班は、避難所管理責任者である各区本部健康福祉班職員又は避難所担当職員の要請に基づいて、…	避難所開設体制の変更		防災課
216	337	図中	食糧供給概要フロー図 <u>経済・国際対策部</u> <u>経済総務班</u>	食糧供給概要フロー図 <u>経済対策部</u> <u>経済班</u>	対策部再編		防災課
217	339	5	実施担当 <u>経済・国際対策部</u>	実施担当 <u>経済対策部</u>	対策部再編		防災課
218	339	下から2	<u>経済・国際対策部経済総務班</u>	<u>経済対策部</u>	対策部再編		危機対策課
219	340	1	<u>経済・国際対策部経済総務班</u> は要請に基づき	<u>経済対策部</u> は要請に基づき	対策部再編		防災課
220	340	22	<b>5 生活必需品等の配布</b> (1) 各区本部区民生活班は、避難所管理責任者である各区本部健康福祉班職員又は避難所指名職員の要請に基づいて、…	<b>5 生活必需品等の配布</b> (1) 各区本部区民生活班は、避難所管理責任者である各区本部健康福祉班職員又は避難所担当職員の要請に基づいて、…	避難所開設体制の変更		防災課
221	341	図中	食糧・物資供給概要フロー図 <u>経済・国際対策部</u> <u>経済総務班</u>	食糧・物資供給概要フロー図 <u>経済対策部</u> <u>経済班</u>	対策部再編		防災課
222	347	4	実施担当 <u>経済・国際対策部</u> <u>都市整備対策部</u> 防災関係機関 (追加)	実施担当 <u>観光・国際交流対策部</u> <u>建築対策部</u> <u>総務対策部</u> 防災関係機関 <u>県</u> <u>日本赤十字社新潟県支部</u>	対策部再編。本文中に登場する関係機関を追加。		防災課
223	347	7	防災関係機関 (追加) <u>県警察</u> (追加)	防災関係機関 <u>県</u> <u>県警察</u> <u>新潟市医師会</u> 、 <u>新潟市歯科医師会</u> 、 <u>日本赤十字社新潟県支部</u>	本文の内容に基づき関係機関追加		危機対策課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
224	347	13	<p><b>1 災害時要援護者に対する対策</b> (1) 情報伝達及び安否確認 ア 各区本部健康福祉班は、地震が発生した場合、自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会・町内会、消防対策部、警察官及び介護等サービス提供事業者等と連携し、速やかに安否確認及び避難勧告等の情報伝達を行う。 イ 地域による情報伝達及び安否確認 自主防災組織及び自治会・町内会は、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ配布された災害時要援護者名簿等により、情報伝達及び安否確認を行う。把握した安否情報は、各区本部健康福祉班又は避難先の避難所指名職員に伝達する。</p>	<p><b>1 災害時要援護者に対する対策</b> (1) 情報伝達及び安否確認 ア 各区本部健康福祉班は、地震が発生した場合、自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会・町内会、消防対策部、警察官及び介護等サービス提供事業者等と連携し、速やかに安否確認及び避難勧告等の情報伝達を行う。 イ 地域による情報伝達及び安否確認 自主防災組織及び自治会・町内会は、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ配布された災害時要援護者名簿等により、情報伝達及び安否確認を行う。把握した安否情報は、各区本部健康福祉班又は避難先の避難所担当職員に伝達する。</p>	避難所開設体制の変更		防災課
225	347	下から8	配布された災害時要援護者名簿等により、 <u>避難所までの避難誘導</u> を行う。なお、 <u>要援護者の状態や道路の被害状況等を勘案し、必要に応じて自動車、リヤカー等の車両を使用する。</u>	配布された災害時要援護者名簿等により、 <u>要援護者の状態や道路の被害状況等を勘案し、避難所までの避難誘導を行う。</u>	リヤカー等の個別名称の記載不要		中央区総務課
226	348	19	(6) 手話奉仕員等の派遣 各区本部健康福祉班は、～(略)～、体制が <u>整い</u> しい派遣する。	(6) 手話奉仕員等の派遣 各区本部健康福祉班は、～(略)～、体制が <u>整い</u> 次第派遣する。	文言修正		こども未来課
227	348	32	(9) 医師、カウンセラー、ケースワーカー等の巡回相談等の実施 実態調査により把握した災害時要援護者に対しては、 <u>県、日本赤十字社新潟県支部等と連携し、医師、(追加)カウンセラー、ケースワーカー等による定期的な巡回相談を実施する。</u>	(9) 医師、カウンセラー、ケースワーカー等の巡回相談等の実施 実態調査により把握した災害時要援護者に対しては、 <u>県、日本赤十字社新潟県支部等と連携し、医師、歯科医師、カウンセラー、ケースワーカー等による定期的な巡回相談を実施する。</u>	協力団体名の追加		新潟市歯科医師会
228	349		<u>経済・国際対策部国際班</u>	<u>観光・国際交流対策部</u>	対策部再編	この頁に3箇所あり	防災課
229	355	5	防災関係機関 各警察署	防災関係機関 新潟市医師会 新潟市歯科医師会	関係機関見直し		防災課
230	355	14	(5) 特定給食施設	(5) 給食施設	特定給食施設とは、1回に100食以上を提供する施設に限定されるため		食の安全推進課
231	357	27	5 飲料水及び食品衛生確保対策 被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する健康被害を防止するため必要と認めるときは、保健衛生対策部食品・環境衛生班及び衛生検査班並びに各区本部健康対策班は次の活動を行う。	5 飲料水及び食品衛生確保対策 被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する健康被害を防止するため必要と認めるときは、保健衛生対策部食品衛生班・環境衛生班並びに各区本部健康対策班は次の活動を行う。	「食品・環境衛生班」は旧体制の名称。 衛生検査班は旧体制(現在は無い。)		衛生環境研究所

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
232	359	14	(3) 特定給食施設への指導 状況を調査し、保健衛生対策部食品・環境衛生班と連携のうえ、特定給食施設に対する現地指導を行うとともに、給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題が生じないよう指導する。	(3) 給食施設への指導 状況を調査し、保健衛生対策部食品衛生班・環境衛生班と連携のうえ、(削除) 給食施設に対する現地指導を行うとともに、給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題が生じないよう指導する。	特定給食施設とは、1回に100食以上を提供する施設に限定されるため	各部署からの修正意見を防災局で一部修正したものの	食の安全推進課
233	363	19	(追加)	(5)放浪犬の保護収容 放浪犬については、保健衛生対策部保健医療対策班及び各区本部区民生活班が関係機関等と連携し、保護収容する。	昨年度の修正漏れ。P369第18節から移動。		防災課
234	364	5	実施担当 都市整備対策部	実施担当 都市政策対策部 建築対策部 土木対策部	対策部再編		防災課
235	364	下から10	都市整備対策部及び各区本部	土木対策部及び各区本部	対策部再編		防災課
236	365	5	オ 建物関係障害物除去実施主体 (ア) 市：都市整備対策部、各区本部	オ 建物関係障害物除去実施主体 (ア) 市：建築対策部、各区本部	対策部再編		防災課
237	365	下から10	都市整備対策部及び各区本部が主体となり	建築対策部及び各区本部が主体となり	対策部再編		防災課
238	366		実施担当 (追加) 防災関係機関 (追加)	実施担当 土木対策部 防災関係機関 北陸地方整備局新潟国道事務所 東日本高速道路株式会社新潟支社 新潟海上保安部	本文中に登場するため		防災課
239	369	下から8	5 死亡獣畜及び放浪犬猫の収集・処理	5 死亡獣畜(削除)の収集・処理	昨年度の修正漏れ		防災課
240	369	下から3	(2)放浪犬の保護収容 放浪犬については、保健衛生対策部保健医療対策班及び各区本部区民生活班が関係機関等と連携し、保護収容する。	(削除)	昨年度の修正漏れ。P363第16節に移動。		防災課
241	369	21	風水害応急対策計画 第18節 廃棄物処理応急計画 5 死亡獣畜及び放浪犬猫の収集・処理 (2) 放浪犬の保護収容 放浪犬については、保健衛生対策部保健医療対策班及び～	風水害応急対策計画 第18節 廃棄物処理応急計画 5 死亡獣畜及び放浪犬猫の収集・処理 (2) 放浪犬の保護収容 放浪犬については、保健衛生対策部動物保護班及び～	保健衛生対策部各班分掌事務による		保健管理課
242	373	9	防災関係機関 (追加)	防災関係機関 自衛隊	本文中に登場するため		防災課
243	377	5	実施担当 都市整備対策部	実施担当 都市政策対策部 土木対策部	対策部再編		防災課
244	377	9	都市整備対策部	土木対策部	組織体制の変更		土木総務課

No.	ページ	行(後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署								
245	378	18	17行目の「協力・支援等を行う」の後に追加	また、道路管理者は、災害により道路の車両が停止又は著しく渋滞し、緊急通行車両の通行を確保する必要があると認められる場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。	災害対策基本法の改正		土木総務課								
246	381	4	都市整備対策部	土木対策部	組織体制の変更		土木総務課								
247	381	6	防災関係機関(追加)	防災関係機関 県	震災編と同様		危機対策課								
248	382	8	実施担当 (追加)	実施担当 災害対策本部事務局 各区本部 消防対策部	本文中に登場するため		防災課								
249	384	-	【災害対策本部及び水道対策部(水道対策業務)組織表】	(差替え)【災害対策本部及び水道対策部(水道対策業務)組織表】	組織改正のため(経営企画部次長, 総務部次長, 技術部次長を削除)		水道局 経営管理課								
250	395	表中の実施担当	<table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>都市整備対策部 各区本部</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>北陸地方整備局 県 土地改良区</td> </tr> </table> <p>1 下水道施設応急対策 災害時における下水道機能の(途中略)早期復旧に向けての基礎づくりを行う。(追加)</p>	実施担当	都市整備対策部 各区本部	防災関係機関	北陸地方整備局 県 土地改良区	<table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>下水道対策部 農林水産対策部 各区本部</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>北陸地方整備局 県 土地改良区</td> </tr> </table> <p>1 下水道施設等・公設浄化槽応急対策 災害時における下水道機能の(途中略)早期復旧に向けての基礎づくりを行う。 なお、公設浄化槽については、必要に応じ対応する。</p>	実施担当	下水道対策部 農林水産対策部 各区本部	防災関係機関	北陸地方整備局 県 土地改良区	対策部の再編による名称変更並びに農業集落排水処理施設の応急対策を下水道施設応急対策に包含するとともに、公設浄化槽の対策について追記		経営企画課 下水道管理センター
実施担当	都市整備対策部 各区本部														
防災関係機関	北陸地方整備局 県 土地改良区														
実施担当	下水道対策部 農林水産対策部 各区本部														
防災関係機関	北陸地方整備局 県 土地改良区														
251	396	表	(2) 応急対策における主な作業項目表	(2) 応急対策における主な作業項目表 表 公設浄化槽の項目を追加(別添「修正案②」のとおり)	公設浄化槽の作業項目を表中に追加		経営企画課								
252	397	図中の担当	<p>(3) 応急対策体制の概念図</p>	<p>(3) 応急対策体制の概念図</p>	対策部の再編による名称変更並びに体制変更 ※農林水産対策部の体制は別添概念図を掲載		経営企画課 下水道管理センター								
253	397	2	2 農業集落排水処理施設応急対策	(削除)	農業集落排水処理施設応急対策を下水道施設応急対策へ包含のため削除		経営企画課 下水道管理センター								

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
254	398	9	3 排水機場施設応急対策	2 農業用施設応急対策	2 農業集落排水処理施設応急対策の削除による項目番号の繰上げ。表題に排水路等を含めた。		農村整備課
255	399	5		<pre> graph TD     A[災害対策本部] --- B[農林水産対策部]     A --- C[区本部]     B --- D[関連団体等]     C --- D </pre> <p>(3) 応急対策体制の概念図 (追加)</p>	応急対策体制の追加		農村整備課
256	402	5	実施担当 都市整備対策部	実施担当 建築対策部	対策部再編		防災課
257	403	9 12	イ 下記用性のいずれかに該当するものを優先とする。 (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者 (イ) 特定の資産のない失業者 (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯	イ 下記要件のいずれかに該当するものを優先とする。 (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者 (イ) 特定の資産のない失業者 (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯、父子世帯	○ 文言修正 (記載誤り) ○ 平成26年10月から「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正・施行されたため		こども未来課
258	404	4	オ 工事の発注及び資材の確保 (市が委任を受けた場合) (ア) 工事は、原則として請負工事とする。 (イ) 施工業者の選定にあたっては、緊急時であることから、市内の建築組合及び建設団体などを通じ業者に請負わせ、手不足を生じるときは、県を通じ県内外業者の援助を要請する。	オ 工事の発注及び資材の確保 (市が委任を受けた場合) (ア) 工事は、原則として請負工事とする。 (イ) 施工業者の選定にあたっては、緊急時であることから、市内の建築組合及び建設団体などを通じ業者に請負わせ、人手不足を生じるときは、県を通じ県内外業者の援助を要請する。	文言修正 (脱字)		こども未来課
259	406		(3) 風水害等発生後に学校が行う措置 校長は、被害・被災状況…、その結果を直ちに防災無線その他の使用可能な通信手段により学校指導班へ報告する。学校指導班は、(追加) 前段の情報を整理し、災害対策本部事務局へ伝達するとともに…。	(3) 風水害発生後に学校が行う措置 校長は、被害・被災状況…、その結果を直ちに防災無線その他の使用可能な通信手段により各教育支援センター班等へ報告する。学校指導班は、各教育支援センター班と互いに連携を取り、前段の情報を整理し、教育総務班へ伝達するとともに…。	学校指導班及び各学校班マニュアル、チャート図との整合を図るため		学校支援課



No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
260	407	16	<p>学校班は、避難所指名職員、各区本部健康福祉班、自主防災組織、自治会・町内会及び地域コミュニティ協議会等と連携して避難所の開設・運営に積極的に協力する。</p> <p>(ア) 学校班の基本的役割</p> <p>学校班は、避難所運営担当の避難所指名職員及び各区本部健康福祉班が出動困難な場合における避難所初期対応を行う。また避難所指名職員及び各区本部健康福祉班到着後は、避難所施設管理者としての業務を次のとおり行う。</p>	<p>学校班は、避難所担当職員、各区本部健康福祉班、自主防災組織、自治会・町内会及び地域コミュニティ協議会等と連携して避難所の開設・運営に積極的に協力する。</p> <p>(ア) 学校班の基本的役割</p> <p>学校班は、避難所運営担当の避難所担当職員及び各区本部健康福祉班が出動困難な場合における避難所初期対応を行う。また避難所担当職員及び各区本部健康福祉班到着後は、避難所施設管理者としての業務を次のとおり行う。</p>	避難所開設体制の変更		防災課
261	411	5	実施担当 経済・国際対策部	実施担当 経済対策部	対策部再編		防災課
262	411	17	経済・国際対策部経済総務班	経済対策部	対策部再編		
263	412	3	調査は経済・国際対策部経済総務班及び各区本部の職員	調査は経済対策部及び各区本部の職員	対策部再編		防災課
264	412	10	経済・国際対策部経済総務班及び市民生活対策部は	経済対策部及び市民生活対策部は	対策部再編		防災課
265	413	9	防災関係機関 <u>(追加)</u>	防災関係機関 県警察	本文中に登場するため		防災課
266	419	4	<p>実施担当 経済・国際対策部 都市整備対策部</p> <p>防災関係機関 <u>(追加)</u></p>	<p>実施担当 経済対策部 土木対策部 消防対策部</p> <p>防災関係機関 県 新潟市社会福祉協議会</p>	組織体制の変更		防災課
267	420	11	(2) 雪崩対策 市並びに国、県及び関係機関は、雪崩発生危険箇所・・・	(3) 雪崩対策 市並びに国、県及び関係機関は、雪崩 <u>(削除)</u> 危険箇所・・・	文言の精査		危機対策課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
268	420	16～ 25	<p>ア 警戒区域の指定</p> <p>～</p> <p>エ 危険区域等 .....に示す。</p>	<p>ア 危険箇所の周知 雪崩災害防止のため、住民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等により危険箇所の周知を図る。</p> <p>イ 注意喚起 気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。</p> <p>ウ 警戒区域の指定 人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要がある場合は、警戒区域を指定する。</p> <p>エ 警戒区域の巡視 指定した警戒区域内の状況を把握し、未然防止に努める。</p> <p>オ 緊急時の態勢 雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めるときは、地元消防団を動員し、警戒区域の監視の強化を図るとともに、当該地区の住民に対し避難の勧告又は指示を行うものとする。</p>	<p>県の地域防災計画と整合</p>		危機対策課
269	420	(上記の続き)		<p>カ 被害報告 巡視や住民等からの通報により雪崩の発生を確認したときは、直ちに被害の有無を確認し、速やかに関係機関に報告する。</p> <p>キ 二次災害等被害の拡大防止 雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。</p> <p>ク 危険箇所 危険箇所を資料編 表3-3-31-1 に示す。</p>	<p>県の地域防災計画と整合</p>		危機対策課
270	421	4	<p>実施担当 都市整備対策部 防災関係機関 (追加)</p>	<p>実施担当 土木対策部 消防対策部 防災関係機関 県 県警察</p>	<p>対策部再編。本文中に登場するため。</p>	<p>※行間も他頁に合わせる</p>	防災課
271	421	11	<p>次により応急措置を実施する (追加)</p>	<p>次により応急措置を実施する。</p>	<p>脱字</p>		土木総務課
272	421		<p>第32節 土砂災害危険箇所応急対策計画</p>	<p>第32節 土砂災害(削除) 応急対策計画</p>	<p>対応は土砂災害警戒区域となるため</p>	<p>修正意見⇒修正案として変換</p>	中央区総務課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
273	421	4	防災関係機関 <u>(追加)</u>	防災関係機関 県	砂防・急傾斜地の指定者は県であるため (H26年度に依頼済み)		新潟県新潟地域振興局 地域整備整備部計画課
274	425	(1)	(1) 情報収集 <u>津波警報等の伝達系統図</u>	(1) 情報収集 津波警報等の伝達系統図  別図1に差し替えます。	気象台から新潟県への伝達は平成26年3月からアデスオンライン配信(XML、FTP方式)に変更となりました。		気象台 防災担当
275	425	(2)	(2) 地震・津波の警報等の種類 ア 大津波警報・津波警報・注意報  表	(2) 地震・津波の警報等の種類 ア 大津波警報・津波警報・注意報  別紙1 に差し替えます。	津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動と留意事項を追記しました。		気象台 防災担当
276	426	イ	(2) 地震・津波の警報等の種類 イ 津波情報  表	(2) 地震・津波の警報等の種類 イ 津波情報  別紙2 に差し替えます。	津波情報について詳細に説明を加えました。記載についてご検討願います。		気象台 防災担当
277	427	(3)	(3) 地震発生からの流れ  図	(3) 地震発生からの流れ  別図2 に差し替えます。	津波予報の発表タイミングの変更と、沖合いの津波観測に関する情報が追加されています。  (参考) 気象庁ホームページより <a href="http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/seisinfo.html">http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/seisinfo.html</a>		気象台 防災担当
278	429	3	第3部第2章第4節「避難及び避難所計画」に定める避難勧告等の～	第3部第4章第2節「避難及び避難所計画」に定める避難指示の～	津波災害応急対策計画に同様の節があるため		危機対策課
279	429	5	3沿岸住民等への情報伝達 避難誘導にあたる要員の安全確保のため、 <u>津波到達時刻</u> までには車両による沿岸の巡回広報を停止し、 <u>高台塔</u> への避難を完了する。	3沿岸住民等への情報伝達 避難誘導にあたる要員の安全確保のため、 <u>津波到達予想時刻の20分前</u> までには車両による沿岸の巡回広報を停止し、 <u>高台等</u> への避難を完了する。	津波警戒時における活動要領に沿って修正		警防課
280	430	6	実施担当 <u>都市整備対策部 経済・国際対策部 市民生活対策部</u>	実施担当 (削除) <u>観光・国際交流対策部 (削除)</u>	対策部再編、見直し		防災課
281	430	7	防災関係機関 <u>新潟市連合婦人会 にいがた女性会議 (追加)</u>	防災関係機関 (削除) <u>県 県警察本部 報道機関</u>	関係機関見直し		危機対策課
282	430		避難指示等、 <u>発令</u>	避難指示(削除)、 <u>発表</u>	避難勧告等判断伝達マニュアルに基づく		防災課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
283	430	17	ア 津波警報（津波又は大津波）が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められる場合	ア 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合	津波注意報を加える、表記方法を統一させる、		防災課
284	430	20	<u>（3）避難計画の作成</u> <u>避難指示等を発令する場合、速やかに次の事項について避難計画を作成する。</u>	<u>（3）避難指示の内容</u> <u>避難指示を発表する場合、指示の内容は次の事項とする。</u>		震災、風水害にも反映	防災課
285	431	16	2 避難誘導 避難にあたっては、災害時要援護者や地理に不案内な観光客等に十分配慮する。 なお、避難誘導にあたる要員の安全確保のため、津波到達時刻までに避難誘導などの活動を停止し、	2 避難誘導 避難にあたっては、災害時要援護者や地理に不案内な観光客等に十分配慮する。 なお、避難誘導にあたる要員の安全確保のため、津波到達予想時刻の20分前までに避難誘導などの活動を停止し、	津波警戒時における活動要領に沿って修正		警防課
286	433	3	都市整備対策部	土木対策部	組織体制の変更		土木総務課
287	437	4	実施担当 <u>都市整備対策部 経済・国際対策部</u> … <u>地域・魅力創造対策部</u>	実施担当 <u>建築対策部 経済対策部</u> … <u>（削除）</u>	対策部再編。役割精査。		防災課
288	439		第4部 第1節 被災者援護計画 (別表) イ 貸付限度額の表の中	住宅という表現を住居に	新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例より、災害援護資金の貸付内の表記を「住居」にする。	各部署からの修正意見を防災局で一部修正したもの	公共1課
289	440		第4部 第1節 被災者援護計画 上 部 別表 の中 所得制限 表の中	住居という表現を住宅に	〃	各部署からの修正意見を防災局で一部修正したもの	公共1課
290	442	20	(7) 災害復興住宅融資（担当:都市整備対策部宅地・建物班） 独立行政法人 住宅金融支援機構が指定した災害により、被害を受けた住宅の所有者が災害復興住宅融資を受けようとする場合、借入れ手続きの指導を行うなど当該融資の促進を図るものとする。	(7) 災害復興住宅融資（担当:建築対策部建築班） 独立行政法人 住宅金融支援機構が指定した災害により、被害を受けた住宅の所有者は災害復興住宅融資を受けることができることから、 <u>制度や借入れ手続きの方法などについて、周知を図る（削除）。</u>	表現修正		建築行政課
291	442	下から4	「天災による被害農林漁業者等に対する	「天災による被害農林漁業者等に対する	下線削除		防災課
292	443	18	(9)中小企業融資（担当：経済・国際対策部経済総務班 各区本部） … <u>経済・国際対策部経済総務班及び各区本部は</u>	(9)中小企業融資（担当：経済対策部経済班 各区本部） … <u>経済対策部経済班及び各区本部は</u>	対策部再編		防災課
293	446		市民生活対策部 <u>食糧・物資班</u>	市民生活対策部市民生活班	組織体制の変更	数か所修正要	防災課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
294	447	6	実施担当 <u>都市整備対策部</u> <u>農林水産対策部</u> (追加) 各区本部	実施担当 <u>都市政策対策部</u> <u>建築対策部</u> <u>土木対策部</u> <u>下水道対策部</u> <u>農林水産対策部</u> <u>水道対策部</u> 各区本部	対策部再編。役割精査。		防災課
295	448	5	第4部 第2節 公共施設復旧計画 3 公共土木施設災害復旧事業 被災した公共施設の災害復旧は	第4部 第2節 公共施設復旧計画 3 公共土木施設災害復旧事業 被災した公共土木施設の災害復旧は	前頁と同じ文章が記載されている。	各部署からの修正意見を防災局で一部修正したもの	公共1課
296	448	8	(1) 復旧事業の対象表	(1) 復旧事業の対象表 ※別紙のとおり修正	下水道の国の窓口が変更になったため		土木総務課
297	450	全体	7 <u>下水道施設復旧事業</u>  (3) <u>下水道施設復旧のフロー</u>  フロー図	7 <u>下水道施設等・公設浄化槽復旧事業</u>  (3) <u>下水道施設等復旧のフロー</u>  フロー図 別添「修正案③」のとおり	8 農業集落排水処理施設復旧フローを下水道施設復旧フローに包含することによるフロー図の修正		経営企画課
298	451	全体	<u>8 農業集落排水処理施設復旧(大淵・西野・両川・菅野木・横戸処理区)(全文削除)</u>	(削除)	8 農業集落排水処理施設復旧を7 下水道施設復旧事業へ包含のため削除		経営企画課
299	452		<u>9 排水機場施設復旧</u>	<u>9 農業用施設復旧事業</u>			防災課
300	457	1	第5部 <u>公共事業施設防災計画</u> 第1章 <u>公共事業施設震災対策計画</u>	第5部 <u>公共機関等施設防災計画</u> 第1章 <u>公共機関等施設震災対策計画</u>	東北電力や北陸瓦斯などの民間機関が行う事業は公共事業とは呼ばない。※指定公共機関ではある。		防災課
301	460	図中	<u>2 ガス施設予防計画</u> (1)計画の体系	(隣のページに送る)	図が切れているため、体裁修正。		防災課
302	467	27	(イ) 動員体制 防災体制発令後、直ちに必要人員を動員する。ただし、新潟県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、発令を待たず、自動的に第2非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。	(イ) 動員体制 防災体制発令後、直ちに必要人員を動員する。ただし、新潟市域において震度6弱以上の地震が発生した場合は、発令を待たず、自動的に第2非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。	社内の非常災害対策基準改正に合わせた修正		東北電力 総務課
303	501	表中 の対象者	第九管区海上保安本部 TEL <u>245-0118</u>	第九管区海上保安本部 TEL <u>285-0118</u>	電話番号が変更となっているため。		新潟海上保安部
304	502	2	(ア) 油等流出事故災害に関する関係機関の基本的役割を確認するとともに、事故災害の態様により油防除対策調整会議に新たに参加すべき機関等と協議する	(ア) 油等流出事故災害に関する関係機関の基本的役割を確認するとともに、事故災害の態様により油防除対策調整会議に新たに参加すべき機関等と協議する。	文言修正(脱字)		こども未来課

No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
305	509	表中 の対 象者	第九管区海上保安本部 TEL 245-0118	第九管区海上保安本部 TEL 285-0118	電話番号が変更となっているため。		新潟海上保安部
306	513	5	実施担当 (追加) 防災関係機関 (追加)	実施担当 市民病院対策部 防災関係機関 自衛隊 日本赤十字社新潟県支部	本文中に登場するため		防災課
307	513	9	各航空会社・東京航空局新潟空港事務所・第九管区海上保安本部新潟航空基地・航空自衛隊航空救難団新潟救難隊・ 県・県警察・新潟市医師会・(追加)新潟空港消防救難隊(空港関連企業)	各航空会社・東京航空局新潟空港事務所・第九管区海上保安本部新潟航空基地・航空自衛隊航空救難団新潟救難隊・ 県・県警察・新潟市医師会・新潟市歯科医師会・新潟空港消防救難隊(空港関連企業)	協力団体名の追加		新潟市歯科医師会
308	513	32	また、防災関係機関(空港事務所、消防局、市医師会、市歯科医師会、新潟市民病院、関係航空会社)は事故に備えるため救急救助用資機材、消防施設及び資機材、医療資機材等を整備するとともに保有状況等について定期的に情報交換を行う。*	また、防災関係機関(空港事務所、消防局、市医師会、市歯科医師会、新潟市民病院、関係航空会社)は事故に備えるため救急救助用資機材、消防施設及び資機材、医療資機材等を整備するとともに保有状況等について定期的に情報交換を行う。*	協力団体名の追加		新潟市歯科医師会
309	517	32	第3節 航空事故災害対策計画 ア 出動体制 「部隊運用規程」の航空機事故出動計画表に基づき	第3節 航空事故災害対策計画 ア 出動体制 「新潟市消防局災害活動組織及び部隊運用規程」の航空機事故出動計画表に基づき	名称を統一するため		警防課
310	518	8	防災関係機関 県警察署	防災関係機関 県警察 自衛隊	本文中に登場するため。表現微修正。		防災課
311	521	5	第4節 鉄道事故災害対策計画 ア 出動体制 「部隊運用規程」の航空機事故出動計画表に基づき	第4節 鉄道事故災害対策計画 ア 出動体制 「新潟市消防局災害活動組織及び部隊運用規程」の航空機事故出動計画表に基づき	名称を統一するため		警防課
312	522	4	実施担当 都市整備対策部 各対策部 防災関係機関 (追加)	実施担当 土木対策部 下水道対策部 環境対策部 水道対策部 保健衛生対策部 市民病院対策部 防災関係機関 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県 自衛隊	対策部再編。役割精査		防災課
313	522	8	北陸地方整備局新潟国道事務所・県警察・東日本高速道路・株・新潟支社新潟管理事務所・新潟市医師会・(追加)日本赤十字社新潟県支部	北陸地方整備局新潟国道事務所・県警察・東日本高速道路・株・新潟支社新潟管理事務所・新潟市医師会・新潟市歯科医師会・日本赤十字社新潟県支部	協力団体名の追加		新潟市歯科医師会
314	523	9	エ・市医師会・(追加)	エ・市医師会・市歯科医師会	協力団体名の追加		新潟市歯科医師会



No.	ページ	行 (後で)	旧	新	修正理由	備考	提案部署
315	525	25	第5節 道路事故災害対策計画 ア 出動体制 「 <u>部隊運用規程</u> 」の航空機事故出動計画表に基づき	第5節 道路事故災害対策計画 ア 出動体制 「 <u>新潟市消防局災害活動組織及び部隊運用規程</u> 」の航空機事故出動計画表に基づき	名称を統一するため		警防課
316	526	3	都市整備対策部	下水道対策部、水道対策部			防災課
317	529		2 危険物等事故災害応急対策 (1) 被害情報の伝達系統 表中 電話番号 <u>223-3191</u>	2 危険物等事故災害応急対策 (1) 被害情報の伝達系統 表中 電話番号 <u>288-3270</u>	庁舎移転に伴う電話番号の変更		警防課
318	530	29	ア 出動体制 「 <u>部隊運用規程</u> 」の災害出動計画表に基づき	ア 出動体制 「 <u>新潟市消防局災害活動組織及び部隊運用規程</u> 」の災害出動計画表に基づき	名称を統一するため		警防課
319	229 367	27 ~ 28	(3) 臨時集積場の設置 (追加) ごみ集積場の被害または道路の被害等により収集が困難な場合は、避難所や公園等収集可能な場所に臨時集積場を設置する。	(3) 臨時集積場の設置 環境対策部及び各区本部区民生活班は協議・連携し、ごみ集積場の被害または道路の被害等により収集が困難な場合は、避難所や公園等収集可能な場所に臨時集積場を設置する。	実施体制を明確化した。		廃棄物対策課
320	233 370	24 ~ 25	(1) 市域におけるトイレの状況把握 環境対策部総務班は、各区本部区民生活班が把握した情報をもとに、 <u>市域におけるトイレ</u> の状況を把握する。	(1) <u>避難所のトイレ及び避難所以外の公共トイレ</u> の状況把握 環境対策部総務班は、各区本部区民生活班が把握した情報をもとに、 <u>避難所のトイレ及び避難所以外の公共トイレ</u> の状況を把握する。	区本部区民生活班応急対策マニュアルに準じ、調査対象トイレを明確にした。		廃棄物対策課
321	254 255	-	応急復旧主要業務のフロー図	254p 初動体制以下を次頁へ	ページ体裁を整えるため		水道局 経営管理課
322	各頁		受け入れ 受入 受入れ	標記の統一が望ましい。	文言統一	原則「受け入れる」に統一。ただし、固有名詞は「受入」も残す。	こども未来課
323	各頁		ただちに 直ちに	同上	文言統一	「直ちに」に統一	こども未来課
324	各頁		恐れ おそれ	同上	文言統一	「恐れ」に統一	こども未来課
325	各頁		受けた うけた	同上	文言統一	「受けた」に統一	こども未来課

新潟市地域防災計画〔資料編〕 平成27年度修正案一覧

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	備考	提案部署
1	目次1	下から6	第2部 災害予防計画 第1章 震災・風水害 <u>(追加)</u> 共通予防計画	第2部 災害予防計画 第1章 震災・風水害・津波災害共通予防計画	本編に合わせて修正		防災課
2	目次1	下から5	表2-1-3-1 自主防災組織の編成及び活動形態 <u>(追加)</u>	表2-1-3-1 自主防災組織の編成及び活動形態の例	表題に合わせて修正		防災課
3	目次2	16	表2-3-2-1 浸水想定区域内の地下施設	表2-3-2-1 浸水想定区域内の地下街等	表題に合わせて修正		防災課
4	目次2	下から8	第3部 災害応急対策計画 第1章 震災・風水害 <u>(追加)</u> 共通応急対策計画	第3部 災害応急対策計画 第1章 震災・風水害・津波災害共通応急対策計画	本編に合わせて修正		防災課
5	目次3	18	図3-2-3-1 新潟市消防現勢分布	<u>(削除)</u>	本編に合わせて修正	本編P60も修正。消防団現勢分布は図ではなく、表。	防災課
6	目次4	上から3	図3-2-33-1	図3-2-32-1	本編の節と合わせて修正	本編P284の誤字も侵食2箇所修正。図の番号33→32に修正	防災課
7	目次4	下から2	図3-3-30-1 海岸林侵食危険箇所	図3-3-30-1 海岸林侵食危険箇所	誤字修正	本編P418の誤字も2箇所修正	防災課
8	水防2		<p style="text-align: center;"><b>能代川・早出川</b></p> <pre> graph TD     A[新潟地域振興局 新津地域整備部] --&gt; B[危機対策課]             </pre>	<p style="text-align: center;"><b>能代川・早出川</b></p> <pre> graph TD     A[阿賀野川河川事務所] --&gt; B[新潟地域振興局 新津地域整備部]     B --&gt; C[危機対策課]     A -.-&gt; C             </pre>	<p>阿賀野川河川事務所では、早出川の一部も管理区間となっており、水防警報を発出いたしません。</p>	阿賀野川河川事務所調査課	
9	6	表中	新潟県警察 025-249-0110 … 新潟市 中央区学校町通1番町602-1 中央区学	新潟県警察 025-285-0110 … 新潟市 中央区学校町通1番町602-1 <u>(削除)</u>	誤字修正	同修正は数か所あり	防災課

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	備考	提案部署
10	6	表中の対象者	新潟市消防局 局長 <u>中央区東大畑通1番町643-2-2</u> 新潟市消防団 団長 <u>中央区東大畑通1番町643-2-2</u>	新潟市消防局 局長 <u>中央区鐘木257番地1</u> 新潟市消防団 団長 <u>中央区鐘木257番地1</u> 電話番号 <u>025-288-3270</u>	庁舎が移転したため		警防課
11	6	33	025-223-0653	025-222-0653	電話番号誤りのため		東北電力 総務課
12	6		株式会社新潟日報社 役職名 <u>編集局次長兼報道本部長</u> 住所 <u>西区善久772-2</u> 電話 <u>025-378-9402</u>	株式会社新潟日報社 役職名 <u>編集局次長</u> 住所 <u>中央区万代3丁目1-1</u> 電話 <u>025-385-7201</u>	本社移転によるもの等		新潟日报社
13	7	表中の対象者	新潟市消防局 局長 <u>中央区東大畑通1番町643-2-2</u> 新潟市消防団 団長 <u>中央区東大畑通1番町643-2-2</u> 電話番号 <u>025-223-3191</u>	新潟市消防局 局長 <u>中央区鐘木257番地1</u> 新潟市消防団 団長 <u>中央区鐘木257番地1</u> 電話番号 <u>025-288-3270</u>	庁舎が移転したため		警防課
14	8	表中の対象者	新潟市消防局 警防課長 <u>中央区東大畑通1番町643-2-2</u> 電話番号 <u>025-223-3191</u>	新潟市消防局 警防課長 <u>中央区鐘木257番地1</u> 電話番号 <u>025-288-3270</u>	庁舎が移転したため		警防課
15	8	表2	防災業務課長	防災管理官	平成27年度より、組織の改編により課制が廃止となりました。		気象台 防災担当
16	10		新潟市災害対策本部規程		4月の組織改正により改定の可能性あり。		危機対策課
17	17	表中	市民生活対策部 市民生活班 7 食糧・物資の調達に係る <u>経済・国際対策部</u> との連携	市民生活対策部 市民生活班 7 食糧・物資の調達に係る <u>経済対策部</u> との連携	対策部再編		防災課
18	18	2段目	各清掃班 廃棄物施設課 (○新田清掃センター) (○亀田清掃センター) (○巻清掃センター) (○新津クリーンセンター) (○舞平清掃センター)	各清掃班 廃棄物施設課 (○新田清掃センター) (○亀田清掃センター) (○巻清掃センター) (削除) (○舞平清掃センター)	H28年度組織改正により亀田清掃センターへ編入		廃棄物施設課
19	18		部「環境対策部」、班名「各清掃班」 「分掌事務」「初動対応期」 4 <u>ごみの臨時ステーションの選定(追加)</u> に関する こと	部「環境対策部」、班名「各清掃班」 「分掌事務」「初動対応期」 4 <u>ごみの臨時集積場の選定・設置</u> に関する こと	字句の修正 清掃班は区役所と協議・連携し、 ごみ臨時集積場を設置		廃棄物対策課
20	29	表中	区民生活班 7 食糧・物資の調達に関し区本部産業班又は <u>経済・国際対策部経済総務班</u> との連携に関する こと	区民生活班 7 食糧・物資の調達に関し区本部産業班又は <u>経済対策部</u> との連携に関する こと	対策部再編		防災課

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	備考	提案部署
21	40	表中	1号配備 3 水防警報 <u>(追加)</u> が発表された場合	1号配備 3 水防警報又は洪水予報が発表された場合	昨年度修正漏れ。		防災課
22	41	33	<u>新津クリーンセンター</u>	<u>(削除)</u>	H28年度組織改正により亀田清掃センターへ編入		廃棄物施設課
23	43	13	警戒配備及び非常配備に関する要綱 別表2 1号配備 洪水予報・阿賀野川 下水道班 <u>2名</u>	警戒配備及び非常配備に関する要綱 別表2 1号配備 洪水予報・阿賀野川 下水道班 <u>配備なし</u>	阿賀野川に係る下水道施設に支障がない。また、下水道対策部及び他の区本部の下水道班において洪水予報での配備がない、※北区本部と調整済み		北下水道課
24	44	33	<u>新津クリーンセンター</u>	<u>(削除)</u>	H28年度組織改正により亀田清掃センターへ編入		廃棄物施設課
25	110	1	<u>(追加)</u>	<u>(別表1を追加)</u>	昨年度修正漏れ。		防災課
26	126		<u>災害時応援協定一覧(旧様式)</u>	<u>災害時応援協定一覧(新様式)</u>	新規追加及び連絡調整窓口追記		防災課
27	127	7	協定団体名：南区内建設関連の <u>16</u> 事業者 (旧白根郷建設業協会) 団体数：1	協定団体名：南区内建設関連の <u>15</u> 事業者 (旧白根郷建設業協会) 団体数：1	事業者の廃業による減追加分は「災害時応援協定締結先一覧【民間団体】」に記載		南区総務課
28	136	図中	図1-1-4-1	<u>(削除)</u>	市の計画として不要	本編P17の1(1)「また」以降を削除	防災課
29	137		区別の土砂災害影響人口 箇所数、保全対象、被災人口		基礎調査の結果を反映		西蒲区総務課
30	149	3	市役所 <u>69</u> 局	市役所 <u>78</u> 局	平成27年度に9局増設したため		危機対策課
31	149	7	潟東出張所 <u>15</u> 局	潟東出張所 <u>16</u> 局	誤り		危機対策課
32	153		表2-1-10-1 現勢分布図	表2-1-10-1 平成28. 1. 1の図に更新	庁舎が移転したため表を更新		警防課
33	154	1	図2-1-10-2 新潟市消防団現勢分布	表2-1-10-2 新潟市消防団現勢分布	誤字修正		防災課
34	154		表2-1-10-2 新潟市消防団現勢分布図	表2-1-10-2 平成27. 4. 1の図に更新	変更が生じたため		警防課
35	158		表2-1-11-1 平成26. 4. 1	<u>平成27. 4. 1</u> 表内の施設数にあっては、別添資料を参照してください。	施設数の増減にともなう変更。		危険物保安課

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	備考	提案部署
36	159	NO.17	豊照小学校	旧豊照小学校	H27.3.31 閉校(学校統合のため) ※体育館に残置		施設課
37	160	NO.56	間瀬公民館 間瀬4278-1	間瀬公民館 間瀬4287-1	記載住所誤りのため		中央公民館
38	160	NO.57	湯東東小学校	(削除)	H28.3.31閉校(学校統合のため)		施設課
39	160	NO.58	湯東西小学校	(削除)	H28.3.31閉校(学校統合のため)		施設課
40	163		浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の 災害時要援護者施設		施設種別の見直しにより修正。		危機対策課
41	179		(追加)	表2-2-3-2 土砂災害危険箇所	本編への追加に伴い、別表を追加。		危機対策課
42	179	1	表2-2-3-1 法指定された土砂災害警戒区域等 (追加)	表2-2-3-1 法指定された土砂災害警戒区域等 ・東区 小金町 急傾斜地の崩壊 警戒 一 ・東区 大山-1 急傾斜地の崩壊 警戒 特別警戒 ・東区 月見町 急傾斜地の崩壊 警戒 特別警戒	平成27年5月29日指定		土木総務課
43	179		(追加)	田上町大字湯川 湯川(2) 土石流 警戒〇 特別警戒 二	2014年1月14日指定		秋葉区総務課
44	184	下段	(追加)	(土砂災害警戒区域、特別警戒区域の説明)	H 2 5 の表記復活		防災課
45	190	表中	東区 避難所 施設名 指定緊急避難場所(土砂災害) 避難可否・受入可能人数 藤見中 二 (追加)	東区 避難所 施設名 指定緊急避難場所(土砂災害) 避難可否・受入可能人数 藤見中 〇 ・ 2,032	土砂災害警戒区域の避難所として開設するため		東区総務課
46	190	表中	東区 避難所 施設名 指定緊急避難場所(洪水) 避難可否・受入可能人数 新潟東高校 全階可・ 1,160	東区 避難所 施設名 指定緊急避難場所(洪水) 避難可否・受入可能人数 新潟東高校 大体育館・ 1,160	避難可能場所を協定で定めたため		東区総務課
47	192	表中	東区 一時避難場所 施設名 指定緊急避難場所(津波) 避難可否 大山台公園 二	東区 一時避難場所 施設名 指定緊急避難場所(津波) 避難可否 大山台公園 〇	津波避難場所として指定する予定であるため (H28年3月)		東区総務課
48	193	下から3	新潟柳都中学校 前階可	新潟柳都中学校 全階可	誤字修正		防災課
49	193	22	桜が丘小学校 (津波) 二	桜が丘小学校 (津波) 3階以上 2,916	津波避難ビル新規追加		防災課
50	193	14	山潟小学校 (津波) 二	山潟小学校 (津波) 3階以上 2,254	津波避難ビル新規追加		防災課

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	備考	提案部署
51	195		広域避難場所 施設名 鳥屋野潟公園 所在地 鐘木、清五郎、女池 (追加)	広域避難場所 施設名 鳥屋野潟公園 所在地 鐘木、清五郎、女池、長湯	鳥屋野潟公園にスポーツ公園全体を含むため。		新潟県新潟地域振興局地域整備整備部計画調整課
52	201	表中の洪水避難可否	施設名 小須戸老人福祉センター 「2階以上」	施設名 小須戸老人福祉センター 「×」	27年度において洪水時利用不可避難所としたため		秋葉区総務課
53	201	表中の洪水受入可能人数	施設名 小須戸老人福祉センター 「59」	施設名 小須戸老人福祉センター 「空欄」	27年度において洪水時利用不可避難所としたため		秋葉区総務課
54	202	表中	みそら野公園とあおば公園の間に追加	施設名「さつき野第4公園」 所在地「さつき野4丁目6番24号」 受入可能人数「3,731」 地震「○」 洪水「×」	27年度において一時避難場所に指定したため		秋葉区総務課
55	203		施設名：旧南区白根健康センター	(削除)	避難所指定廃止のため		南区総務課
56	204		(追加)	施設名：ワークセンターしらはず 所在地：戸石45番地2 受入可能人数：108人 洪水時の避難：不可	避難所新規指定による ※「白根児童センター」と「味方体育館・味方地区公民館」の間に差し込み		南区総務課
57	207	6	内野小学校 土砂災害避難可否 二	内野小学校 土砂災害避難可否 ×	土砂災害警戒区域に少しかつているため。西区総務課と調整済み。		防災課
58	207	25	五十嵐中学校 土砂災害 避難可否二 受入可能人数 (追加)	五十嵐中学校 土砂災害 避難可否○ 受入可能人数 4,427人	地域住民からの要請		西区総務課
59	208	8	日本文理高等学校 土砂災害 避難可否一 受入可能人数 (追加)	日本文理高等学校 土砂災害 避難可否○ 受入可能人数 1,990人	地域住民からの要請		西区総務課
60	208	9	坂井輪コミュニティセンター 土砂災害 避難可否一 受入可能人数 (追加)	坂井輪コミュニティセンター 土砂災害 避難可否○ 受入可能人数 417人	地域住民からの要請		西区総務課
61	210	6	潟東東小学校	(削除)	H28.3.31閉校(学校統合のため)		施設課
62	210	7	潟東西小学校	(削除)	H28.3.31閉校(学校統合のため)		施設課
63	210	8	潟東南小学校	潟東小学校	H28.4.1統合(名称変更)		施設課



No.	ページ	行	旧	新	修正理由	備考	提案部署
64	210		越前小学校 土砂災害  避難可否 ○ 受入可能人数 1,999	越前小学校 土砂災害  避難可否 二 受入可能人数 (削除)	H27.4.1から角田地区コミュニティセンターが避難所指定となったことで、土砂災害の受け入れ避難所を、越前小学校から角田地区コミュニティセンターへ変更。		西蒲区 総務課
65	210		西川竹園高等学校	(削除)	閉校に伴い、H28.3.31で避難所指定解除予定。(コミ協了解済)		西蒲区 総務課
66	211		角田地区コミュニティセンター 土砂災害  避難可否 二 受入可能人数 (空欄)	角田地区コミュニティセンター 土砂災害  避難可否 ○ 受入可能人数 271	同上		西蒲区 総務課
67	212		高屋ふれあいセンター 土砂災害  避難可否 二 受入可能人数 (空欄)	高屋ふれあいセンター 土砂災害  避難可否 ○ 受入可能人数 50	記入漏れ		西蒲区 総務課
68	212		県立青少年研修センター	(削除)	H27.12.31で避難所指定解除。		西蒲区 総務課
69	223	表中	受入可能見込数	受入可能人数	文言統一		防災課
70	223		(追加)	ダイヤパレス河渡 河渡庚117番地1 建物3階~12階 (廊下、共用スペース) 342人	東区 民間施設津波避難ビル新規追加 ※あいうえお順で追加、桑名病院の下に追加		防災課
71	224	3	浜浦小学校 浜浦町1-1 建物3階以上推奨	浜浦小学校 浜浦町1丁目1番地 校舎3階以上推奨	記載方法の統一のため		防災課
72	224	10	沼垂小学校 中央区鏡が丘5番5号	沼垂小学校 (削除)鏡が丘5番5号	記載方法の統一のため		防災課
73	224	23	柳都中学校 敷地及び建物1階以上	柳都中学校 敷地及び校舎1階以上	記載方法の統一のため		防災課
74	224		(追加)	山潟小学校 弁天橋通3丁目3番1号 校舎3階以上、屋上 ※1 夜間休日は協力者が開錠 2,254人	中央区 市施設津波避難ビル新規追加 ※紫竹山小の下へ追加		防災課
75	224		(追加)	桜が丘小学校 姥ヶ山6丁目1番21号 校舎3階以上、屋上 ※1 夜間休日は協力者が開錠 2,916人	中央区 市施設津波避難ビル新規追加 ※山潟小とともに、その下へ追加		防災課

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	備考	提案部署
76	225		(追加)	東地区総合庁舎 蒲原町7番1号 建物3階以上 1,532人	中央区 市施設津波避難ビル新規追加		防災課
77	225		(追加)	Nビル 上所1丁目1番24号 建物3階～5階(廊下)	中央区 民間施設津波避難ビル新規追加 ※あいうえお順で追加		防災課
78	225		(追加)	関屋おもと園 関屋大川前1丁目2番36号 建物3階～5階(共用廊下、共同生活室、食堂、会議室、居間) 1,314人	中央区 民間施設津波避難ビル新規追加 ※あいうえお順で追加		防災課
79	227	下から1	※1 受入可能見込数は、床面積に	※1 受入可能人数は、床面積に	文言統一		防災課
80	232	表12	新潟地方気象台 防災業務課	新潟地方気象台 防災担当	平成27年度より、組織の改編により課制が廃止となりました。		気象台 防災担当
81	236	14	新潟県庁ヘリポート 中央(追加) 新光町地内 … 陸上競技場補助グラウンド 東経139度02分16分	新潟県庁ヘリポート 中央区新光町地内 … 陸上競技場補助グラウンド 東経139度02分16秒	誤字修正		防災課
82	250	6	新津フードセンター ☎番号 025-	新津フードセンター ☎番号 0250-	誤字修正		
83	250	7	5 食料 河治屋巻店 西蒲区巻甲2505 0256-72-3835 西蒲消防署	(削除)	閉店のため		防災課
84	252		表3-1-4-11 市内および隣接市町村の救急医療機関 表を削除	表3-1-4-11 市内の救急告示病院 別シートの表を新たに追加	救急告示病院について、各項目を現状に修正した。		救急課
85	253		(追加)	表3-1-5-1 検視・遺体安置所候補施設一覧	新規指定		防災課

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	備考	提案部署																																																																				
86	253		<p>表3-1-5-1 火葬場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>基数</th> <th>最大処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青山斎場</td> <td>西区青山1436番地1209</td> <td>12基</td> <td>48体/日</td> </tr> <tr> <td>新津斎場</td> <td>秋葉区古田ノ内大野開33番地4</td> <td>3基</td> <td>9体/日</td> </tr> <tr> <td>白根斎場</td> <td>南区鍋湯638番地1</td> <td>4基</td> <td>12体/日</td> </tr> <tr> <td>亀田斎場</td> <td>江南区元町5丁目3番4号</td> <td>3基</td> <td>6体/日</td> </tr> <tr> <td>巻斎場</td> <td>西蒲区和納5770番地</td> <td>5基 汚物炉 1基</td> <td>10体/日</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	基数	最大処理能力	青山斎場	西区青山1436番地1209	12基	48体/日	新津斎場	秋葉区古田ノ内大野開33番地4	3基	9体/日	白根斎場	南区鍋湯638番地1	4基	12体/日	亀田斎場	江南区元町5丁目3番4号	3基	6体/日	巻斎場	西蒲区和納5770番地	5基 汚物炉 1基	10体/日	<p>表3-1-5-1 火葬場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>基数</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟市青山斎場</td> <td>西区青山1436番地1209</td> <td>12基</td> <td>025-266-2370</td> </tr> <tr> <td>新潟市新津斎場</td> <td>秋葉区古田ノ内大野開33番地4</td> <td>4基</td> <td>0250-22-0849</td> </tr> <tr> <td>新潟市白根斎場</td> <td>南区鍋湯638番地1</td> <td>4基</td> <td>025-372-3702</td> </tr> <tr> <td>新潟市亀田斎場</td> <td>江南区元町5丁目3番4号</td> <td>3基</td> <td>025-382-9400</td> </tr> <tr> <td>新潟市巻斎場</td> <td>西蒲区和納5770番地</td> <td>5基</td> <td>0256-72-3342</td> </tr> <tr> <td>阿賀北広域組合葬斎場</td> <td>阿賀野市下条字千刈70番地1</td> <td>5基</td> <td>0250-62-5730</td> </tr> <tr> <td>五泉市斎場</td> <td>五泉市赤海2887-14</td> <td>4基</td> <td>0250-48-5261</td> </tr> <tr> <td>葬祭センター 願文院</td> <td>新発田市古桶495番地</td> <td>5基</td> <td>0254-33-2904</td> </tr> <tr> <td>燕・弥彦総合事務組合斎場</td> <td>燕市吉田吉栄755番地</td> <td>4基</td> <td>0256-92-2300</td> </tr> <tr> <td>加茂市・田上町消防衛生組合斎場</td> <td>南蒲原郡田上町大字川船河1303</td> <td>3基</td> <td>0256-52-6487</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	基数	電話番号	新潟市青山斎場	西区青山1436番地1209	12基	025-266-2370	新潟市新津斎場	秋葉区古田ノ内大野開33番地4	4基	0250-22-0849	新潟市白根斎場	南区鍋湯638番地1	4基	025-372-3702	新潟市亀田斎場	江南区元町5丁目3番4号	3基	025-382-9400	新潟市巻斎場	西蒲区和納5770番地	5基	0256-72-3342	阿賀北広域組合葬斎場	阿賀野市下条字千刈70番地1	5基	0250-62-5730	五泉市斎場	五泉市赤海2887-14	4基	0250-48-5261	葬祭センター 願文院	新発田市古桶495番地	5基	0254-33-2904	燕・弥彦総合事務組合斎場	燕市吉田吉栄755番地	4基	0256-92-2300	加茂市・田上町消防衛生組合斎場	南蒲原郡田上町大字川船河1303	3基	0256-52-6487	<p>市営5斎場に加え、阿賀 北葬斎場及び新潟市周辺の4斎場を追加</p> <p>最大処理能力の欄を電話番号欄に修正</p> <p>字句訂正) 葬祭センター⇒葬斎センター</p> <p>検視・遺体安置所候補施設一覧追加のため、「表3-1-5-2」に修正</p>		保健所 環境衛生課
名称	所在地	基数	最大処理能力																																																																								
青山斎場	西区青山1436番地1209	12基	48体/日																																																																								
新津斎場	秋葉区古田ノ内大野開33番地4	3基	9体/日																																																																								
白根斎場	南区鍋湯638番地1	4基	12体/日																																																																								
亀田斎場	江南区元町5丁目3番4号	3基	6体/日																																																																								
巻斎場	西蒲区和納5770番地	5基 汚物炉 1基	10体/日																																																																								
名称	所在地	基数	電話番号																																																																								
新潟市青山斎場	西区青山1436番地1209	12基	025-266-2370																																																																								
新潟市新津斎場	秋葉区古田ノ内大野開33番地4	4基	0250-22-0849																																																																								
新潟市白根斎場	南区鍋湯638番地1	4基	025-372-3702																																																																								
新潟市亀田斎場	江南区元町5丁目3番4号	3基	025-382-9400																																																																								
新潟市巻斎場	西蒲区和納5770番地	5基	0256-72-3342																																																																								
阿賀北広域組合葬斎場	阿賀野市下条字千刈70番地1	5基	0250-62-5730																																																																								
五泉市斎場	五泉市赤海2887-14	4基	0250-48-5261																																																																								
葬祭センター 願文院	新発田市古桶495番地	5基	0254-33-2904																																																																								
燕・弥彦総合事務組合斎場	燕市吉田吉栄755番地	4基	0256-92-2300																																																																								
加茂市・田上町消防衛生組合斎場	南蒲原郡田上町大字川船河1303	3基	0256-52-6487																																																																								
87	257		<p>表3-2-1-1 関係機関の連絡先 表3-3-1-4 関係機関の連絡先</p> <p>新潟市消防局 昼間 025-223-0255 夜間 025-223-3191</p>	<p>表3-2-1-1 関係機関の連絡先 表3-3-1-4 関係機関の連絡先</p> <p>新潟市消防局 昼間 025-288-3250 夜間 025-288-3270</p>	庁舎が移転したため		警防課																																																																				
88	257	表2	新潟地方気象台 防災業務課	新潟地方気象台 防災担当	平成27年度より、組織の改編により課制が廃止となりました。		気象台 防災担当																																																																				
89	263		署所の配置図	署所の配置図を差し替え	庁舎が移転したため		警防課																																																																				
90	266		図3-2-3-1 新潟市消防現勢分布 図3-3-3-1 新潟市消防現勢分布	(削除)	表2-1-10-1を代用。同様の表が資料編内あるため		警防課																																																																				
91	267		表3-2-4-1 放送機関の連絡先		TEL,FAX修正		広報課																																																																				
92	273	1	表3-2-8-2 防災船着場所在地 ・沢梅	表3-2-8-2 防災船着場所在地 ・沢海	誤字		土木総務課																																																																				
93	278	12	中央区の部豊照小学校の項	(削除)	学校統合のため(閉校)		保健給食課																																																																				
94	278	13	中央区の部湊小学校の項	(削除)	学校統合のため(閉校)		保健給食課																																																																				
95	278	14	中央区の部栄小学校の項	(削除)	学校統合のため(閉校)		保健給食課																																																																				

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	備考	提案部署
96	278	15	中央区の部中「入舟小学校」	中央区の部中「日和山小学校」	学校統合のため（開校）		保健給食課
97	279	18	江南区の部亀田学校給食センターの項給食可能数の欄「2,000」	江南区の部亀田学校給食センターの項給食可能数の欄「2,000/2,000」	炊飯可能数の記載漏れのため		保健給食課
98	280	18	西蒲区の部西川学校給食センターの項給食可能数の欄「1,100/1,000」	西蒲区の部西川学校給食センターの項給食可能数の欄「1,100/1,100」	給食可能数の記載誤りのため		保健給食課
99	280	18	西蒲区の部岩室学校給食センターの項	(削除)	学校給食センター統合のため（廃止）		保健給食課
100	280	18	西蒲区の部巻学校給食センターの項所在地の欄「堀山新田1367」	西蒲区の部巻学校給食センターの項所在地の欄「堀山新田1380-1」	学校給食センター移転に伴う所在地の変更漏れのため		保健給食課
101	280	下から1	給食可能人数の二列になっているところ	給食可能数の二列になっているところ	表の項目名に合わせて		防災課
102	281	NO.⑤	湊小学校	旧湊小学校	H28.3.31閉校(学校統合のため)		施設課
103	283		表中の 亀田公園駐車場 江南区程島4-2	亀田公園駐車場 江南区亀田向陽4-2	住所が誤っていたため		水道局 経営管理課
104	283		表中の 水道局秋葉事業所 秋葉区新津程島2004-2	水道局秋葉事業所 秋葉区程島2004-2	住所が誤っていたため		水道局 経営管理課
105	283	NO.5	湊小学校グラウンド	旧湊小学校グラウンド	H28.3.31閉校(学校統合のため)		施設課
106	284	表	表3-2-18-1 市及び委託業者の収集・運搬車 表3-3-18-1 市及び委託業者の収集・運搬車 ※台数変更	表3-2-18-1 市及び委託業者の収集・運搬車 表3-3-18-2 市及び委託業者の収集・運搬車 ※別表添付	廃車及び入替等による時点修正		廃棄物施設課
107	284		列側「新田清掃センター」 「ダンプ(台)」 行：3 「パッカー(台)」 行：0 「計(台)」 行：3	列側「新田清掃センター」 「ダンプ(台)」 行：1 「パッカー(台)」 行：0 「計(台)」 行：1	時点修正（廃棄物施設課より）		廃棄物対策課
108	284		列側「白根環境事業所」 「ダンプ(台)」 行：3 「パッカー(台)」 行：2 「計(台)」 行：5	列側「白根環境事業所」 「ダンプ(台)」 行：1 「パッカー(台)」 行：1 「計(台)」 行：2	時点修正（廃棄物施設課より）		廃棄物対策課
109	284		列側「赤塚処分地管理事務所」 「ダンプ(台)」 行：2 「パッカー(台)」 行：0 「計(台)」 行：2	列側「赤塚処分地管理事務所」 「ダンプ(台)」 行：1 「パッカー(台)」 行：0 「計(台)」 行：1	時点修正（廃棄物施設課より）		廃棄物対策課
110	284		列側「委託業者」 「ダンプ(台)」 行：71 「パッカー(台)」 行：253 「計(台)」 行：324	列側「委託業者」 「ダンプ(台)」 行：69 「パッカー(台)」 行：246 「計(台)」 行：315	時点修正		廃棄物対策課

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	備考	提案部署
111	284		列側「計」 「ダンプ(台)」 行：90 「バックカー(台)」 行：268 「計(台)」 行：358	列側「計」 「ダンプ(台)」 行：83 「バックカー(台)」 行：260 「計(台)」 行：343	時点修正		廃棄物対策課
112	285	表	江楓園 残埋立容量 20,337m <sup>3</sup> 太夫浜 残埋立容量 41,158m <sup>3</sup> 新津クリーンセンター 焼却144t/日 破碎21t/5h 福井 残埋立容量 28,478m <sup>3</sup> 第四赤塚埋立処分地 471,045m <sup>3</sup>	18,246m <sup>3</sup>  27,099m <sup>3</sup> 削除 削除 削除  30,092m <sup>3</sup> 第4赤塚埋立処分地 462,096m <sup>3</sup>	残埋立容量の時点修正及び 第4赤塚名称の修正		廃棄物施設課
113	287		列側「積載量」 「小型」の「台数」 行：47 " " 「中型」 " : 33 " " 「大型」 " : 1 " " 「計」 " : 81	列側「積載量」 「小型」の「台数」 行：46 " " 「中型」 " : 34 " " 「大型」 " : 1 " " 「計」 " : 81	時点修正		廃棄物対策課
114	295	16	2 新潟市における警報・注意報の発表基準 ・警報 大雨（土砂災害）土壌雨量指数基準117以上 ・注意報 大雨 土壌雨量指数基準93以上	2 新潟市における警報・注意報の発表基準 ・警報 大雨（土砂災害）土壌雨量指数基準119以上 ・注意報 大雨 土壌雨量指数基準89以上	新潟地方気象台発表 平成27年5月28日現在		土木総務課
115	295	2項	2.新潟市における警報・注意報の発表基準 大雨警報（土砂災害）土壌雨量指数基準 117以上 大雨注意報 土壌雨龍指数基準 93以上	2.新潟市における警報・注意報の発表基準 大雨警報（土砂災害） 土壌雨量指数基準 119以上 大雨注意報 土壌雨龍指数基準 89以上	大雨警報・注意報（土砂災害） の発表基準（土壌雨量指数）は 平成27年5月28日に変更となり ました。別紙3を添付します。  （参考）気象庁ホームページよ り。 ↓ <a href="http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/niigata/kijun_151000.pdf">http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/niigata/kijun_151000.pdf</a>		気象台 防災担当
116	296	3項	3 土砂災害警戒情報 新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で大雨警報発表中に～	3 土砂災害警戒情報 新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で大雨警報（土砂災害）発表中に～	大雨警報には、土壌雨量指数基準で発表する場合（土砂災害）と雨量基準で発表する場合（浸水害）があります。土砂災害警戒情報は土砂災害の大雨警報発表中、更に土砂災害の危険が高まった場合に発表します。		気象台 防災担当

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	備考	提案部署
117	297	5項	5 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等激しい突風の発生する可能性が高まった時に、都道府県単位で発表する。 <u>(追加)</u> この情報の有効期間は、発表から1時間である。	5 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等激しい突風の発生する可能性が高まった時に、都道府県単位で発表する。 <u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生する恐れが非常に高まっている旨を、都道府県単位で発表する。</u> この情報の有効期間は、発表から1時間である。	平成26年9月2日から目撃情報を活用した竜巻注意情報の提供を開始しました。朱書き部分を追加願います。 別紙4を参照願います。  (参考) 気象庁ホームページより。 ↓ <a href="http://www.jma.go.jp/jma/press/1408/26a/tornado_1.pdf">http://www.jma.go.jp/jma/press/1408/26a/tornado_1.pdf</a>		気象台 防災担当
118	297	6項	信濃川下流・中ノロ川洪水予報  (発表する標題の表)	信濃川下流・中ノロ川洪水予報  別紙5に差し替え願います。	平成27年4月1日付けで、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえた「避難判断の目安となる水位」の見直しを行いました。		気象台 防災担当
119	305		表6-1-1-1 関係機関の連絡先(油等流出事故)  新潟市消防局 昼間 025-223-6238 夜間 025-223-3191	表6-1-1-1 関係機関の連絡先(油等流出事故)  新潟市消防局 昼間 025-288-3270 夜間 025-288-3270	庁舎移転に伴う連絡先変更		警防課
120	309	表中の対象者	海上保安庁 オイルフェンス B型 300m 油処理剤 G型 2,214L オイルスネア 9袋 油吸着剤 M型 317kg 油ゲル化剤 P形状 40kg	新潟海上保安部 オイルフェンス B型 300m 油処理剤 G型 1,080L オイルスネア 25袋 油吸着剤 M型 170kg 油ゲル化剤	在庫変動のため		新潟海上保安部
121	309	表中の対象者	海上保安庁 オイルフェンス D型 300m 油処理剤 D型 1,152L オイルスネア 油吸着剤 油ゲル化剤	新潟海上保安部 オイルフェンス D型 300m 油処理剤 D型 720L オイルスネア 油吸着剤 R型 34kg 油ゲル化剤	在庫変動のため		新潟海上保安部
122	309	表中の対象者	海上保安庁 オイルフェンス D型 60m 油処理剤 S型 1,800L オイルスネア 油吸着剤 油ゲル化剤	新潟海上保安部 オイルフェンス D型 300m 油処理剤 S型 1,512L オイルスネア 油吸着剤 F型 34kg 油ゲル化剤	在庫変動のため		新潟海上保安部
123	316	表中の対象者	海上保安庁 油処理剤散布装置 K-3型(カネヤス)×1 油処理剤散布装置 KI-A1型(五十嵐)×1 油処理剤空中散布装置 Oil Spill Fighter×1	(削除)	廃棄済のため		新潟海上保安部



No.	ページ	行	旧	新	修正理由	備考	提案部署
124	318		表6-1-2-1 関係機関の連絡窓口（海上事故） 新潟市消防局 昼間 025 - 223 - 3191 夜間 025 - 223 - 3191	表6-1-2-1 関係機関の連絡先（海上事故） 新潟市消防局 昼間 025 - 288 - 3270 夜間 025 - 288 - 3270	庁舎移転に伴う連絡先変更		警防課
125	318	表2	新潟地方気象台 防災業務課	新潟地方気象台 防災担当	平成27年度より、組織の改編により課制が廃止となりました。		気象台 防災担当
126	319		表6-1-3-1 関係機関の連絡窓口（航空事故） 新潟市消防局 昼間 025 - 223 - 0255 夜間 025 - 223 - 3191	表6-1-3-1 関係機関の連絡先（航空事故） 新潟市消防局 昼間 025 - 288 - 3270 夜間 025 - 288 - 3270	庁舎移転に伴う連絡先変更		警防課
127	320		表6-1-4-1 関係機関の連絡窓口（鉄道事故） 新潟市消防局 昼間 025 - 223 - 0255 夜間 025 - 223 - 3191	表6-1-4-1 関係機関の連絡先（鉄道事故） 新潟市消防局 昼間 025 - 288 - 3270 夜間 025 - 288 - 3270	庁舎移転に伴う連絡先変更		警防課
128	322		表6-1-5-1 関係機関の連絡窓口（道路事故） 新潟市消防局 昼間 025 - 223 - 0255 夜間 025 - 223 - 3191	表6-1-5-1 関係機関の連絡先（鉄道事故） 新潟市消防局 昼間 025 - 288 - 3270 夜間 025 - 288 - 3270	庁舎移転に伴う連絡先変更		警防課
129	264 ～ 265		表3-2-3-1 消防対策本部の組織及び分掌事務 表3-3-3-1 消防対策本部の組織及び分掌事務	(削除)	同様の表が資料編内あるため		警防課
130	30 31	表中	「新潟市災害対策本部規程」 調査班 ○市民税課※1※2 (○各税務センター※1) 資産税課※3 (資産税第1分室※1) (資産税第2分室※1) 納税課※3 税制課※3 資産評価課※3 債権管理課※3  ※1市民税課は一部で中央区を所管、各税務センターは所在する区を所管、資産税第1分室は北区、江南区、秋葉区を所管、資産税第2分室は南区、西蒲区を所管。  ※2班長は課長補佐  ※3総務対策部調査班の職員を除く。 副班長は置かない	「新潟市災害対策本部規程」 調査班 ○市民税課※1※2 (○各税務センター※1) 資産税課※1※3 (資産税第1分室※1) (資産税第2分室※1) 納税課※3 税制課※3 資産評価課※3 債権管理課※3  ※1市民税課は一部で中央区を所管、各税務センターは所在する区を所管、資産税課は東区、中央区、西区を所管、資産税第1分室は北区、江南区、秋葉区を所管、資産税第2分室は南区、西蒲区を所管。  ※2班長は課長補佐  ※3総務対策部調査班の職員を除く。 副班長は置かない	東区、中央区、西区を所管する資産税課の規定が記載されていないため	市税事務所 東税務センター	

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	備考	提案部署
131	資料図 表 2-5		表 2-1-9-4 消防無線	表 2-1-9-4 消防無線を変更	消防・救急デジタル無線導入に伴う変更のため		指令課
132	水防 20	10 11	水防上巡視を必要とするもの 阿賀野川右松浜 大浜陸間	<u>(削除)</u>	閉塞済み (※国土交通省 要確認)	水防計画見直しの際に河川管理者に確認する	北区総務課
133	目次	3章	表 3-3-31-1 雪崩発生危険箇所	表 3-3-31-1 雪崩 <u>(削除)</u> 危険箇所	文言の精査		危機対策課
134	300	1	表 3-3-31-1 雪崩発生危険箇所	表 3-3-31-1 雪崩 <u>(削除)</u> 危険箇所	文言の精査		危機対策課